



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（16）－アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて－
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 55(2), 370-331
Issue Date	2004-07-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15296
Type	departmental bulletin paper
File Information	55(2)_p370-331.pdf



ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳 (16)

— アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて —

石 川 武

目 次

凡 例

主要文献略語表

はじめに

ザクセンシュピーゲル・レーン法

巻頭言～6・2	(以上51巻5号)
7・1～13・3	(以上51巻6号)
13・4～19・2	(以上52巻1号)
20・1～24・9	(以上52巻2号)
25・1～26・8	(以上52巻3号)
26・9～32・4	(以上52巻4号)
33・1～38・3	(以上52巻6号)
38・4～42・2	(以上53巻1号)
43・1～47・1	(以上53巻2号)
47・2～52	(以上53巻3号)
53～56・3	(以上54巻3号)
56・4～57・4	(以上54巻4号)
57・5～59・3	(以上54巻5号)
59・4～61・2	(以上54巻6号)

62・1～65・3	(以上55巻1号)
65・4～65・13	(以上本号)
65・14～	(55巻3号以下)
おわりに	

65・4¹⁾ a) その家臣が主君からライヒの所領 (*des rikes gut*)²⁾ を受領しているのであれば、彼 (=主君) は (裁判期日を定めて) 彼 (=家臣) をライヒの所領²⁾ へ召喚す (*eme degedingen*)³⁾ べきである。a)⁴⁾ b) 彼 (=その家臣) が、しかし、彼 (=主君) のアイゲン (*sin egen*) をレーンとして受領しているのであれば、⁵⁾ 彼 (=その家臣) を彼 (=主君) は彼 (=自分、主君) のアイゲンへ召喚す³⁾ べきである。b)⁶⁾ c) 彼 (=その家臣) が、しかし、ある主君から (*van eneme herren*) (その主君 (自身) のアイゲンではなく、彼に上級主君から封与された) 所領を受領している場合は、⁷⁾ たとえそれ (=その所領) が彼の主君のレーンであるアイゲンであっても (=たとえその所領が彼の主君に (上級主君から) レーンとして封与された (上級主君の) アイゲンであっても) (*al si it egen dat sines herren len is*)、⁸⁾ そのゆえに (=そうした所領を家臣が主君から受領しているからと言って)、⁹⁾ 主君は彼 (=その家臣) を (必ずしも主君が上級主君のアイゲンをレーンとして受領している所領に限らず)、彼 (=主君) の (=主君が上級主君からレーンとして受領している) いずれの正規のレーンであってもそこへ (*oppe iewelk sin rechte len*) 召喚することができる。c)¹⁰⁾

AV 2・4¹⁾ a) もし (その) 家臣が主君からライヒの所領 (*imperiale beneficium*)¹¹⁾ を授封されているならば、その者 (=その家臣) を主君はライヒの所領¹¹⁾ において追求す (*prosequi*)¹²⁾ べきである。a)¹³⁾ AV 2・5¹⁾ b) 家臣の (=家臣に封与されている) レーンが、しかし、主君のアイゲン (*proprietas domini*) であれば、¹⁴⁾ (その) 家臣を主君は、法 (の定め) に従い (*secundum ius*)、¹⁵⁾ 彼 (=自分、主君) のアイゲンにおいて追求す¹²⁾ べきである。b)¹⁶⁾

AV 2・6¹⁾ c) もしいずれかの主君が誰か (=上級主君) のアイゲン (*proprietas*) をレーンとして受領し (ており)、そして他の者 (=ある家臣) が彼 (=その主君) からそのアイゲンを (又) 授封されていた場合には、¹⁷⁾ 主君はこう

した家臣を、彼(=主君)の(=彼が上級主君から受領している)いずれのレーンにおいても(in quolibet beneficio)¹⁸⁾ 追求する¹²⁾ ことができる、ただし城塞レーンにおいてだけは(in beneficio urbano)(こうした家臣を追求することが)できない。^{c)}・19)

- 1) レーン法65・4は、基本的にはAV2・4、2・5、2・6の3条項に対応しているが、これらの諸条項については、石川「ヘールシルト制」(2)、72~74頁、(3)、430頁、439~440頁において検討したことがある。併せて参照されたい。
- 2) ザクセンシュピーゲルにおける rike および des rikes gut の語の用例については、石川「レーン法と国制」(1)、439頁以下と442頁(および、それに対応する訳註)において検討しておいたが、des rikes gut の語は(同上、442頁で述べておいたように)、特に(後註・5で述べる)「アイゲン・レーン」との対比において、国王から出発し(一般には、諸侯→上級主君→主君というように)ヘールシルト制の階梯を上から下へ辿りながら家臣まで封与される^{レ_ン}所領を指している(特にそれが、必ずしも国王の直轄支配の下にある所領や国王から直接封与された所領だけを指すのではない、という点に注意されたい)。なお、本条の場合には、この des rikes gut の語はAV2・4(註・11の箇所)の imperiale beneficium に対応している。
- 3) jm. (od. jn.) (op des rikes gut) degedingen の語については、前出レーン法65・3(=AV2・1、2・2)、註・4、および、(そこでも挙げた)レーン法18、註・2を参照されたい。なお、これに対応するAVの表現については、後註・12を参照されたい。
- 4) ここまでのa-aの件は、主君がある家臣を問責しようとする場合、主君がその家臣に「ライヒの^{レ_ン}所領」(前註・2を参照)を封与しているのであれば、その家臣を(主君がその家臣に封与したものと同一)「ライヒの^{レ_ン}所領」に召喚すべきである、としている。これは、(後註・13までの)AV2・4に対応しそれと同旨のことを述べたものであるが、なぜこうした準則が必要とされるのか、あるいは、こうした準則は何を意味するのか、という問題は、本条・後続の箇所(AVでは後続の2・5と2・6)を検討することによって(逐次)明らかになるはずである。特に後註・6と10を参照されたい。
- 5) ここまでの件(=「彼(=その家臣)が、しかし、彼(=主君)のアイゲン(sin egen)をレーンとして受領しているのであれば」)は、AV2・5の註・14までの件(=「家臣の(=家臣に封与されている)レーンが、しかし、主君のアイゲン(proprietaris domini)であれば」)に対応しているが、それによって、このb-bの件・全体(=AV2・5)で扱われているのは、前出a-aの件(=AV2・4)とは異なり、主君が問責しようとする家臣が主君から(「ライヒの^{レ_ン}所領」を受領しているのではなく)「主君のアイゲン」を受領している場合である、ということが、疑問の余地なく明らかにさ

れている。

ザクセンシュピーゲルにおける「アイゲン」(egen)は、石川「アイゲン」において(主に「ラント法」の諸条項にもとづいて)明らかにしておいたように、次のような「所領」ないし「土地」である。アイゲンは何よりもまず、レーンや小作地とは異なり、(他の者から借り受けている)「借地」(Leihe)でなく、自分の土地(=「自有地」)であり、しかもほんらい(男系親の系列を辿って)代々相続されるべき土地(=「自由世襲地」)である。その持主は、この土地について領主(または地主)の支配を受けずいかなる負担をも負わないが、それを第3者に適法に譲渡するためには、相続人の同意を必要とするだけでなく、(正規=定例の裁判集会の)法廷で譲渡しなければならない、という制約を受け(その点で持主がアイゲンについて「権利」は近代の「所有権」とは異なっ)ている。

ザクセンシュピーゲルにおいてこのアイゲンの持主として明示的に言及されているのは、(主に)参審自由人とプフレークハフテであるが、このうち(少なくとも)参審自由人は第5シルトをもち「封建身分」に属しているから、アイゲンを(「小作地」として貸し出すだけではなく、第6シルト以下の身分に属する)家臣にレーンとして封与することもできる、ということは明らかである。アイゲンの持主が自分の家臣に(主君から封与されたレーンを又授封するのではなく)自分のアイゲンをレーンとして封与した場合(つまり、家臣が「主君のアイゲン」をレーンとして受領した場合)、そのレーンは(学者によって)Eigenlehenと呼ばれているが、後出レーン法71・6(=AV2・69、2・70)によれば、家臣がこの「アイゲン・レーン」についてのもつ権利は、通常の(=主君が上級主君から授封された「ライヒの所領」を家臣に又授封した)レーンとは異なり、次の2点で制約されている。①家臣は「アイゲン・レーン」についてはvolge(=「授封更新請求権」)をもたない。「アイゲン・レーン」は主君の「自有地」であり、それについては「上級主君」が存在しないから、主君が息=封相続人なしに死亡した場合、家臣が「上級主君」に対する授封更新請求権をもたないことは当然であるが、AV2・69では、さらに家臣が(主君の)heredes(=「相続人」)に対しても授封更新請求権をもたない旨、明記されていることに注意されたい。なお、レーン法71・6のvolgeの語は「授封更新請求権」だけを意味し、(家臣が死亡した場合のその息の)「相続権」を含まないのか、ということも問題にな(りう)るし、その問題については、すでに石川「ヘルシルト制」(3)、431頁、440頁以下においても検討しておいたが、後にレーン法71・6=AV2・69、2・70を訳出する際に改めて検討することにする)。②アイゲンの持主でありそれを家臣にレーンとして封与した主君(レーン法71・6では「最上級の主君」)は、家臣に封与していたアイゲンを必要とする場合、家臣にそれと同等の価値をもつライヒの所領を代償として授封するという形で補償すれば、いつでもそれを取り戻すことができる(この点については、石川、同上(3)、440頁、および、「同じゲヴェーレ」(前出レーン法33・1=AV1・86、註・3を参照)、1468-1469頁を参照されたい)。しかし、レーン法71・6によれば、

- ③「アイゲン・レーン」を受領した家臣がそれをさらに(自分の家臣に)又授封した場合は、その家臣は(自分の家臣に) volge (=所領の授封更新請求権)を却けることをえず、また(自分の家臣が死亡し、その息が所領の「相続」を求めてきた際に)所領の授封(の希求)を拒むことをえない、とされているから、こうした「アイゲン・レーン」の特性(=主君のアイゲンを受領した場合の家臣の権利についての制約)は、アイゲンの持主である主君とそれを(直接に)レーンとして受領した家臣との間についてだけ存在し、家臣がそれをさらに(自分の家臣に)又授封した場合には存在しない(この点についても、石川「ヘールシルト制」(3)、440頁において検討したおいたが、やがて本条(=レーン法65・4、c-cの件=AV2・6)について改めて後述する)。
- 6) ここまでのb-bの件では、主君が問責しようとする家臣が「主君のアイゲン」を(レーンとして)受領している場合には、主君はその家臣を「主君のアイゲン」に召喚(して問責)すべきである、としている。これを前(註・4まで)のa-aの件(の、主君が問責すべき家臣が主君から「ライヒの所領」を受領している場合には、主君はその家臣を(主君が上級主君から受領している)「ライヒの所領」に召喚(して問責)すべきである、という趣旨の記述)と比較すると、読者は当然次のような推定に導かれることになるであろう。すなわち、これは、主君が家臣を問責するに当たり、主君はその家臣に封与していたのと同じ(性質をもち、同じ内容の支配権をもっている)所領に家臣を召喚(して問責)すべきである、という「原則」にもとづいたものではないか、という推定がそれである。しかし、この推定については、後続(c-c)の件の検討にもとづき後註・10で述べることを参照されたい。
- 7) ここまでの件によって、これからc-cの件で扱われるのは、「彼(=主君が問責しようとする家臣)が主君から所領を受領している」場合についてであることが判る。この一文(原文は *Hevet aver de man gut van eneme herren*)は、それだけを孤立させて読むと、(前のa-aの件の「家臣が主君からライヒの所領を受領している場合」も、また、b-bの件の「彼(=家臣)が彼(=主君)のアイゲン」をレーンとして受領している場合)も、家臣が主君から「所領」を受領していることには変わりがないから)、前出a-a、および、b-bの件で扱われている場合も含めると理解する余地が(まったく)ないわけではないであろう。しかし、この件で(単に)「所領」(gut)と言われているものが(前の)「主君のアイゲン」および「ライヒの所領」と区別されており、これからc-cの件で扱われるケースが前出a-aおよびb-bの件で扱われたのと異なるケースであることは、やがて、特にすぐあとの(註・8までの)件によって明らかになる。ひきつづき次註・8を参照されたい。
- 8) この件(原文は *al si it egen dat sines herren len is*)の論旨を正しく把握するためには、まず *sines herren* が具体的に誰を指すかをはっきりさせておかなければならない。ザクセンシュビーゲルにおいて *js. len* あるいは(それと同義で) *js. gut* と言われる場合、*js.*の語は、(少なくとも、ほとんど)例外なしに、*gut* ないし *len* を

(封与する「主君」ではなく、それを)受領(し、レーンとして占有・支配)している「家臣」を指して用いられる。上掲・邦訳は、そうした同書の一般的用語法に従い、この件の *sines herren* の語も(すぐ前の *eneme herren* に *len* を封与した「上級主君」ではなく)その *len* を(上級主君から)受領した「主君」= *en(eme) herre(n)* と解したものである。そうした理解を前提にすれば、この件は、「それ(=問責される家臣に封与されている所領)が(それを家臣に封与した)彼の主君に(上級主君から)レーンとして封与されたアイゲンである」場合を想定していることになるが、前出 *b-b* の件では、(前註・6で述べたように)、(主君が問責しようとする)家臣が「主君のアイゲン」をレーンとして受領している場合のことが扱われているので、そのことから容易に、この(註・8までの)件の「彼の主君のレーンであるアイゲン」を「彼の主君」に(レーンとして)封与したアイゲンの持主は「彼の主君の主君」(つまり、家臣の「上級主君」)であり、この *c-c* の件で扱われているのは(主君に授封された)「上級主君のアイゲン」が(問責される)家臣に(主君から)又授封されるケースである、と推定することができるはずである。

なお、ある家臣が主君から(「ライヒの所領」ではなく)「主君のアイゲン」を封与された場合、家臣がそれを(自分の家臣に)又授封できることは、前註・5で後出レーン法71・6(=AV2・69、2・70)について述べたことから明らかであるが、そのレーン法71・6では、「アイゲン・レーン」についても、「(又)授封は、ライヒの所領である他のレーンと同じく、第7の手(=第7シルトをもつ者)まで及ぶ」旨が明記されている。また上記の私見は、後註・17で述べるように、対応するAV2・6の記述によっても支持されるはずである。

- 9) この箇所の「そのゆえに」(*dar umme*)の語に、「そうした所領を家臣が主君から受領しているからと言って」、および、「必ずしも主君が上級主君のアイゲンをレーンとして受領している所領に限らず」と、(厳密に言えば原文にはない、その意味で「踏みこんだ」)「補訳」を加えた理由については、次註・10、および、後註・18で述べることを参照されたい。
- 10) 一般に、ある家臣が主君から所領を(レーンとして)受領する場合、その所領は(もともと国王から出発し、(複数の)上級主君を経て、主君に封与された)「ライヒの所領」であるか(前註・2と4を参照)、「主君のアイゲン」であるか(前註・5と6を参照)、あるいは、「(ある)上級主君のアイゲン」が主君(に封与され、それが主君)から「又授封」されたものか(前註・8を参照)、そのいずれかということになる。本条では、主君がある家臣を問責しようとする時、まず(前註・4までの) *a-a* の件で、その家臣が(主君から)「ライヒの所領」を(レーンとして)受領している場合には家臣を「ライヒの所領」に召喚すべきことを説き、次いで(前註・6までの) *b-b* の件で、その家臣が「主君のアイゲン」を(レーンとして)受領している場合には家臣を「主君のアイゲン」に召喚すべきことを説いた上で、この *c-c* の件では、その家臣に(主君から)「(ある)上級主君のアイゲン」が「又授封」さ

れている場合には、主君は家臣を「彼(=主君)のいずれの正規のレーン(iewelk sin rechte len)であってもそこへ召喚することができる」としている。したがって、このc-cの件を論旨を具体的に把握するためには、その前提として、recht lenの語が(具体的に)いかなる所領を指すのかを明らかにしなければならない、ということになる。

ザクセンシュピエゲル・「レーン法」におけるrecht lenの概念については、すでに石川「ヘールシルト制」(2)、63頁以下において、(一部だけそれに対応するAVのvulgare beneficiumの語——後註・19を参照——とも比較しつつ)検討したことがあるので、詳しくはそれを参照していただくことにして、ここでは(本条におけるrecht lenの語の理解と直接にかかわる)二つの点についてだけ私見を述べることにする。

①「レーン法」においてrecht lenの語は、大部分、AVには対応する条項がなく「レーン法」で新たに「補足」された(と目される)条項に姿を見せるか、あるいは、(本条のように)AVに対応条項がある場合でも、「レーン法」で「改訂」された(と目される)文の中に姿を見せることなどから、recht lenは(AVには、まだそれに対応する明確な概念が見られず)、(少なくとも)「レーン法」においてはじめて(明確に)確立された概念である、と考えられる。②recht lenは、本条においては「アイゲン・レーン」と対比されているが、幾つかの条項においては、「裁判権レーン」や「アイゲン・レーン」とともにgemene lenrecht = 「共通(ないし、一般)のレーン法」に属さない——換言すれば、Sonderlehen = 「特別(ないし、特殊な)レーン」の一つに数えられるborchlen(=「城塞レーン」)と対比されているだけでなく、(AVのvulgare beneficiumの語とは異なり)しばしばgedingeやwardunge——つまり、(将来占有・支配することのできる)レーンとして授封されてはいるものの、現実にはまだ家臣が占有・支配していない所領——とも対比されて用いられている。それらのことから、recht lenの語は、家臣が主君から適法に授封されて現に(レーンとして)占有・支配しており、それについて(「城塞レーン」などのSonderlehenとは異なり)、(i)自分の家臣にそれを「又授封(する)権(利)」、(ii)自分の息にそれを「相続(させる)権(利)」、(iii)(主君交替の際に、新しい、ないし、上級主君に対してその)「授封更新(を)請求(する)権(利)」をもっている所領を指している、と解することができる。

以上の理解を前提にして、本条(この件)のrecht lenについて考えてみると、まず(上記(i)との関連で)次のことが注目されるであろう。すなわち、本条のこのc-cの件に対応するAV2・6は、(たとえ)「レーン法」のc-cの件と(同旨のことを述べようとしているにせよ、少なくとも)その表現がかなり大きく変わっており、後者において(かなり大きく)「改訂」された(と目される)ことがそれである。具体的には、(i)「レーン法」の「彼が、しかし、ある主君から所領を受領している場合は、たとえそれが彼の主君のレーンであるアイゲンであっても」は、

AVでは(もともと)「もしいずれかの主君が誰かのアイゲンをレーンとして受領し、そして他の者が彼(=その主君)からそのアイゲンを授封されていた場合には」となっていたものであ(って、この点では、それが「主君が(上級主君から)レーンとして授封された(上級主君の)アイゲンを(自分の)家臣に(又)授封する場合」にかかわることは、むしろAVのテキストの方が読み取りやすかった、とさえ言え)る。(ii)「レーン法」の「主君は彼(=家臣)を、彼(=主君)のいずれの *recht len* であってもそこへ召喚することができる」は、AV 2・6では(もともと)「主君はこうした家臣を彼(=主君)のいずれの *beneficium* においても追求することができる」となっていたものである(なおAVではそれにひきつづき、「ただし、*beneficium urbanum* においてだけは(こうした家臣を追求することが)できない」と述べられており、この *beneficium urbanum* =「城塞レーン」に関する例外は、「レーン法」で削除され(た形になっ)ているが、この点についてはやがて後述する)。このAV 2・6によれば、主君が(上級主君から受領した)「アイゲン・レーン」を(又)授封している家臣を問責しようとする場合、主君はその家臣を(「アイゲン・レーン」であるか「ライヒの所領」であるかにかかわらず、主君が上級主君から受領している)いずれの「所領」においても問責することができる、とされていることは明らかであろう。

しかし、(その反面)、AV 2・6のテキスト(を文言通りに受け取ると、それ)には次のような二つの疑問がつかまとうことを見逃すわけにはいかない。④AVでも、「レーン法」の a-a の件に対応する 2・4では、主君は「ライヒの所領」を授封している家臣を「ライヒの所領」において問責し、「レーン法」の b-b の件に対応する 2・5では、「主君のアイゲン」を授封している家臣を「彼(=主君)のアイゲン」において問責すべきことを説いているから、AVについても読者はそれを、(前註・6で述べたように)、主君が家臣を問責するに当たり主君はその家臣に授封していたのと同じ(性質をもち、同じ内容の)支配権をもつ所領において家臣を問責すべきであるという「原則」にもとづいたもの、と推定することになるであろう。ところが、AVではこの 2・6において、主君が家臣に(上級主君から受領した、後者の)「アイゲン」を又授封した場合については、(その場合、主君は上級主君から授封された「アイゲン」については「授封更新請求権」をもたず、その点上級主君から「ライヒの所領」を受領した場合とは異なる支配権しかもっていないにもかかわらず、主君が上級主君から受領している「所領」についての(そうした)支配権の相違をまったく無視して、単に(上級主君から受領した) *beneficium* =「レーン」であるということ根拠にして、家臣を「いずれの *beneficium* においても」問責できる、としている。⑤AV 2・6は、(上述したように)、ひきつづき「ただし城塞レーンにおいてだけは(こうした家臣を追求することが)できない」という一句を付け加えている(ないし、いた)。しかし、後出 AV 2・67、2・68(=レーン法 71・2、71・3)によれば、*vulgare* (=通常ないし一般の) *beneficium* を区別された「レーン」(=いわゆる *Sonderlehen*) には、(この 2・6で言及されている)「アイゲン・レー

ン」と「城塞レーン」だけでなく、「裁判権レーン」(judicandi beneficium)も含まれている。したがって、このAV2・6末尾の一節のように「城塞レーン」だけを例外としたのでは、(グラフである)主君が(世俗諸侯である)上級主君から(「ライヒの所領」や「アイゲン・レーン」だけでなく)「裁判権レーン」を(も)授封されている場合、主君は上級主君が受領した「アイゲン」を(又)授封している家臣を(レーン法上の事案について)その(「裁判権レーン」の妥当する、ラント法上の)「裁判管区」の中であればどこへでも召喚してそこで問責することができる、と誤解される余地を(少なくとも)全面的には排除することのできない文言になっている(ないし、なっていた)。(なお、⑥については、AVにおける *vulgare beneficium* の概念、および、それと「レーン法」における *recht len* の概念との異同も関連するが、その問題については、後註・19で述べることにする)。

以上の所見をもとにしてもう一度「レーン法」のc-cの件を読み直してみると、まず、そこで(AV2・6末尾に見られた)「城塞レーン」に関する例外が削除されているのは、そこで(AV2・6の *beneficium* の語に代えて) *recht len* の語ないし概念を用いたことによる(ないし、そのことの効果と言える)ものであることが判るはずである。すなわち、「レーン法」における *recht len* の概念は、(AVにおける *beneficium* とは異なり)、前述したように、(もともと)(*gemene lenrecht* に属さない) *Sonderlehen* を含んでおらず、したがって、AV(2・6末尾)の「城塞レーン」に関する例外規定は、「レーン法」で *recht len* の概念が用いられることによって不要となり削除されたもの、と推定することができる。また、(AVの *beneficium* に代えて) *recht len* の概念を用いたことによって、「レーン法」では、同じく *Sonderlehen* の一つである「裁判権レーン」についてAVについて上述したような「誤解」を生ずる余地が完全に封じられている、ということも明らかであろう。

しかし、その反面、「レーン法」については、こうした「改訂」に伴って、主君は(問責しようとする)家臣に(上級主君から受領した)「アイゲン・レーン」を又授封した場合、(「アイゲン・レーン」も *Sonderlehen* の一つであって *recht len* には含まれないはずだから)、主君はそうした家臣を(上級主君から受領した)「アイゲン・レーン」に召喚することはできないのか、という疑問が(新たに)生まれる可能性が(まったく)ないわけではない。上掲・邦訳は、「レーン法」(c-cの件)のテキストが、「主君は家臣を、彼(=主君)のいずれかの *recht len* へ召喚しなければならぬ」ではなく、「彼(=主君)のいずれの *recht len* であってもそこへ召喚することができる」、としていることを重視し、(前註・9で触れた「そうした所領を家臣が主君から受領しているからと言って」、および、「必ずしも主君が上級主君のアイゲンをレーンとして受領している所領に限らず」という補訳によって、念のために明らかにしておいたように)、主君が上級主君から受領している「アイゲン・レーン」(=上級主君のアイゲン)を家臣に又授封している場合、主君はそうした家臣を(当然)「アイゲン・レーン」(=上級主君から受領した上級主君のアイゲン)にも召喚すること

ができる、という理解を前提にしたものである。

こうした理解に関連して、前註・6で述べたことに次のことを付け加えておきたい。すでに前註・5で述べておいたように、後出レーン法71・6 (=AV 2・69、2・70)によれば、主君からそのアイゲンをレーンとして授封された家臣は、その所領(=「アイゲン・レーン」について *volge* = 「授封更新請求権」)をもたないが、家臣がその「アイゲン・レーン」を(自分の家臣に)又授封した場合には、彼の家臣(=「又家臣」)はその所領について(又授封権・相続権および)授封更新請求権をもっている。つまり、「アイゲン・レーン」を又授封された(又)家臣は、その所領について(少なくとも) *recht len* 並みの支配権をもっているのである。このことを前提にして、レーン法65・4の——主君は家臣を問責するに当たって、「ライヒの^{レーン}所領」を授封している場合には「ライヒの^{レーン}所領」に(a-aの件)、「アイゲン」を授封している場合には「アイゲン」に(b-bの件)、(上級主君から授封された)「アイゲン・レーン」を(又)授封している場合には *recht len* に召喚すべきである(ないし、することができる)(c-cの件)、という——本条の準則を全体として考え(直し)てみると、主君が家臣を(問責するために)召喚すべき(ないし、召喚できる)所領について、主君は(上級主君との関係においては)必ずしもそれを彼から受領した家臣がそれについてもっているのと同じ支配権をもってはいないものの、主君が家臣を召喚すべき(ないし、召喚できる)所領を(誰かある彼の)家臣に授封した場合に主君が家臣との関係においてもつ支配権(および法的義務)は、問責される(当該)家臣に授封された所領について主君と家臣がもつ支配権(および法的義務)に対応するものになっている、ということが判るはずである。

- 11) *imperiale beneficium* (ここでは、*imperialia beneficia*)の語は、本条のほかに前出 AV 1・7 (=レーン法2・6)、1・13 (=レーン法4・3)に、また *bona imperialia* の語が後出 AV 2・70 (=レーン法71・6)に姿を見せるが、いずれも「レーン法」の *des rikes gut* に対応している。前註・2を参照されたい。
- 12) こ(れら)の箇所の *prosequi* の語は、(前註・3の箇所の) (*jm.*) *degedingen* に対応しているが、これについても(同註で挙げた)前出レーン法65・3 = AV 2・1、2・2、註・4を参照されたい。
- 13) ここまでの AV 2・4は、「レーン法」の a-a の件に対応しているが、それについては前註・4を参照されたい。
- 14) ここまでの件は、すでに前註・5で指摘しておいたように、同註までの「レーン法」の b-b の件に対応しており、ここに見られる *proprietas* の語が「レーン法」の *egen* を指していることには、両書のテキストを比較する限り疑問の余地がない。しかし、(石川「ヘールシルト制」(3)、429頁で指摘しておいたように、「ドイツ語第1版」(*Ordnung Ia*)のテキストに限れば)「レーン法」(の8条項・16箇所)に姿を見せる *egen* の語のうち、すでに対応する AV のテキストで *proprietas* に言及されている(ないし、いた)のは、この(レーン法65・4、b-bの件に対応する) AV 2・

5 と (c-c の件に対応する) AV 2・6、および、(前註・5 で言及した、レーン法 71・6 に対応する) AV 2・69 と 2・70 の 4 箇所のそれだけであって、AV の (これら 4 箇所における) *proprietas* の語から (前註・5 で略述したような) ザクセンシュピーゲルにおけるように「アイゲン」の属性を読み取ることはできない、という点について注意されたい (この点については、後出レーン法 71・6 = AV 2・69、2・70 について述べることをも参照されたい)。

- 15) この箇所の *secundum ius* に対応する語は「レーン法」には姿を見せない。それが「レーン法」で「削除」された理由は定かには判らないが、これに対応する語がなくても「レーン法」・b-b の件の意味が変わらないこと、および、この *secundum ius* の語は行末にあり次行の *dominus* と韻を踏んでいることを考えると、この語は (AV では) もともと (主に) 脚韻を踏むために加えられたもので、AV のテキストをドイツ語に移すに当たりわざわざ独訳するには及ばない、と考えられた可能性が大きいのではあるまいか。(なお、以上の私見については、前出レーン法 62・2 = AV 1・128、註・12 と 13 で述べたことを参照されたい)。
- 16) ここまでの AV 2・5 は、(前註・15 で述べた) *secundum ius* の語を除き、「レーン法」の b-b の件に対応しているが、それについては前註・6 を参照されたい。
- 17) AV 2・6 のここまでの件は、「レーン法」・c-c の件の註・8 までの件に対応しているが、それについては前註 (8 のほか、特に) 10 を参照されたい。
- 18) この箇所の *in quolibet beneficio* の語、および、「レーン法」の (これに対応する箇所に見られる) *oppe iewelk sin rechte len* の語との異同については、前註・10 を参照されたい。
- 19) ここまでの AV 2・6 は、前註・10 で述べたように、「レーン法」・c-c の件と (文章) 表現はかなり大きく変わっているにもかかわらず、基本的には、同旨のことを述べ (ようと) し たもの、と解される。

同註でも述べたように、AV 2・6 と「レーン法」・c-c の件は、(前註・18 の箇所の) *beneficium* の語が *recht len* に変わっていること、および、AV の「ただし城塞レーンにおいてだけは (こうした家臣を追求することが) できない」という最後の一句が「レーン法」で「削除」されていること、以上の 2 点において、(文章) 表現上、特に著しく異なっているが、ここではそのうちの後者 (=「レーン法」における「城塞レーン」に関する例外の「削除」) に関連して、AV に見られる *vulgare beneficium* の語ないし概念に関連して、以下のことを補足しておきたい。(なお、この点についても、石川「ヘルシルト制」(2)、63頁以下においてすでに検討したことがあるので、詳しくはそれを参照されたい)。

前註・10 で指摘したように、「レーン法」の *recht len* の語は、大部分、AV に対応する条項がないか、あるいは、(AV に対応条項があっても)「レーン法」で「改訂」された (と目される) 文の中に姿を見せるが、*recht len* の語が (すでに) AV に対応する箇所のある 4 条項について調べてみると、「レーン法」で *recht len* の語が用

いられている箇所は、AVの2条項(前出AV1・130=レーン法63・1(註・4の箇所)とこのAV2・6=レーン法65・4)では(単に) *beneficium* となっているが、他の2条項(後出レーン法71・19=AV3・4、および、72・7=AV3・11)では *vulgare beneficium* の語が用いられている。したがって、AVの *vulgare beneficium* の語は「レーン法」の *recht len* に対応するのではないか、と考えたくもなるが、AVの他の2条項(後出AV2・65、2・66=(いずれも)レーン法71・1)では、この語は「レーン法」の(*recht len*ではなく) *gemene lenrecht* の語に対応しており、*vulgare beneficium* と *recht len* の両概念の間には(ある)「ずれ」が見られることを看過するわけにはいかない。その「ずれ」は、(特に)AVでは *vulgare beneficium* の概念が(「レーン法」の *recht len* とは異なり)明示的に *gedinge* および *wardunge* と対比されることはなく、したがって、AVで *vulgare beneficium* の概念が用いられても、そのことから直ちに、家臣が(当該)所領を(現に)レーンとして占有・支配して(おり、その所領について占有・支配に伴う権利をもって)いる、ということが(少なくとも)「レーン法」の *recht len* の概念が用いられている場合ほどは)明確に認識できない、ということに由来し、その点に集約される。このAV2・6の末尾に「城塞レーン」に関する例外を付け加えなければならなかったこと、および、それにもかかわらず(前註・10で指摘したような)問題が残って、「レーン法」ではこの件を「削除」・「改訂」せざるをえなかつたことも、こうした *vulgare beneficium* と *recht len* の両概念の「ずれ」を示す一例と解さなければならないであろう。

65・5^{a)} 主君が(いつであれ)以上のように(=以上のような所領へ)彼の家臣を(裁判期日を定めて)召喚する(*sinem manne degedinget*)¹⁾ 場合は、主君は、^{b)}そこに居合わせている^{b)} 彼の家臣たちに対し、²⁾ 判決をもって(*mit ordelen*)、彼等が彼(=主君)のレーン法廷に(*to sime lenrechte*)³⁾ 参集するよう、命令することができる。彼等(家臣たち)のうちいずれかの者が(そこへ)参集しないならば、その者を人(=主君ないしそのレーン法廷)は主君に対し罰金の(=罰金を支払う)責あるものと見なす、^{a)・4)} ^{c)}ただし、彼(=その家臣)が真にやむをえない事由(*echt not*)に妨げられて(レーン法廷に)参集することをえない場合は除く。^{c)・5)} ^{d)}またその家臣は、彼が午前中(=正午まで)に主君のレーン法廷に(*in des herren lenrecht*)⁶⁾ 来れば、たとえそのレーン法廷(の審理)がそれ以前に始められていても、(主君に)罰金を支払う責を負うことにはならない。^{d)・7)}

AV2・7^{a)} 上述のように(=上述したような所領で)問責される(べき)家臣に対し(*incusato homini*)⁸⁾ 主君がレーン法廷において(その判決をもって)

(beneficialiter)⁹⁾ 裁判期日 (diem) を定め (てレーン法廷に召喚す) る (ないし、した) 場合、¹⁰⁾ (主君は、彼の家臣たちに対し、¹¹⁾ そのレーン法廷に (eius beneficii iuri)¹²⁾ 出席するよう、判決をもって (sententialiter)¹³⁾ 命令すべきである。そのこと (=レーン法廷への出席) をなさない (者があれば、その) 者は主君に罰金を支払う (vadiare) ことになる。^{a)・14)}

- 1) jm. (od. jn.) degedingen の語については、前出レーン法65・3 (=AV 2・1~2・3)、註・4、および、(そこでも挙げた) レーン法18、註・2を参照されたい。
- 2) この件の「そこに居合わせている」の語は、(この件に対応する) AVの註・10までの件と比較すれば明らかなように、(もともと) AV(2・7)にはなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、この語によって、主君の命令に反してレーン法廷に参集しなかった家臣たちのうち、主君に罰金を支払わなければならない者が(直接には)「そこ (=問責される家臣の召喚が決められたレーン法廷) に居合わせている」家臣に限定されることは言うまでもない。後註・5、および、次のレーン法65・6=AV 2・8、註・1を参照されたい。
- 3) この箇所の to sime lenrechte の語のうち、lenrecht(e) の語の方は (to とのつながりから言っても)(具体的に)「レーン法廷」を指すことは明らかであるが、sin (lenrecht) の語がこの場合「主君の(レーン法廷)」を指すことは、そのことによってすでに明らかなだけでなく、後(註・6の箇所)に同じことが(in) des herren lenrecht と明記されていることによって、疑問の余地なく明らかであろう。(この点については、前出レーン法65・31=AV 2・1、2・2、註・2で述べたことを参照されたい)。
- 4) ここまでの a-a の件は、(前註・2で指摘した) b-b の件は「そこに居合わせている」の語を除き、AV(2・7)に対応しているが、この後にづく c-c と d-d の件は、AVに対応する文がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものである。
- 5) echt not = 「真にやむをえない事由」については、前出レーン法24・7 (=AV 1・55・b、1・56) 註・7を参照。そこでも指摘しておいたように、実質的に echt not について述べている AV 1・56の対応箇所には、echt not に当たる語(ないし、概念)が見られず、「レーン法」でこの語が姿を見せる前出レーン法24・5、24・8 (および、実質的にはそれについて述べている24・9) が、この65・5の b-b の件と同様、AVに対応箇所がなく、AVで補足された(と目される)ことを考えると、本条・b-b の件は、上記諸条項の「改訂」・「補足」に関連して、それと同時に「レーン法」で「補足」されたもの、と推定することができよう。
- 6) この (in) des herren lenrecht の語については、前註・3を参照されたい。
- 7) ここまでの d-d の件も、AVには対応する文がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものである。前出レーン法65・2 (=AV 1・133・後半) では、「午

前中は (=正午まで (の間) であれば) … 主君は彼 (=問責される家臣) の (レーン法廷における) 審理を… 始めることができる」とされており、また (同条への註・3でも触れた) 後出レーン法65・16=AV2・18では、(問責すべく) 召喚された家臣が出頭しなかった場合について、主君は (3度の裁判期日に) 彼を「正午まで待つ」べきことを説いている。したがって、そのレーン法廷に参集を命じられた家臣たちのうちの誰かが (たとえ開廷に間に合わなくても) 正午までにレーン法廷に来れば、彼は (問責される) 家臣 (について) の審理に (部分的にはあれ、何とか) 参加することも可能である。この本条・c-cの件は、念のためにそうした場合、遅参した家臣には罰金が科せられないことを明らかにすべく「レーン法」で補足されたもの、と推定することができよう。

- 8) この箇所の *incusatus* の語を「問責される (べき)」と訳したことについては、Text I, Glossar, S. 133、および、前出レーン法65・1=AV1・133 (前半)、註・4で *incusatio* の語について述べたことを参照されたい。
- 9) *beneficialiter* の語が「レーン法廷において」を意味しうることについては、前出レーン法65・3=AV2・1~2・3、註・18で述べたことを参照された上で、ひきつづき次註・10を参照されたい。
- 10) AVのここまでの件は、「レーン法」の「主君が以上のように彼の家臣を召喚する場合は」に対応し、実質的にはそれと同じことを述べているが、前出レーン法65・3=AV2・1~2・3によれば、主君による (問責のための) 家臣の召喚は、(レーン法廷の)「判決をもって」(ないし、判決を得て) 行われることは明らかである。したがって、本条 (前註・9の箇所) の *beneficialiter* の語は、実質的には (単に「レーン法廷において」というだけでなく)、「レーン法廷 (でその) 判決をもって」という意味になる、と (も) 解されるが、上掲・邦訳で (それを「レーン法廷において (その判決をもって)」と訳し)「その判決をもって」を補訳にとどめたのは、すぐ後 (註・13の箇所) で、それとは別な *sententialiter* の語が用いられているので、それとの対照をはっきりさせたかったからである。
- 11) この箇所の「彼の家臣たち」には、「レーン法」とは異なり、「そこに居合わせている」の文が欠けているが、その点については前註・2を参照されたい。
- 12) この箇所の *eius benefialii iuri* の語のうち、*is* (= *eius*) の語が (実質的に)「主君 (の)」を指し、*benefiale ius* の語が (「レーン法」ではなく)「レーン法廷」を指すことは文脈上明らかであろう。この点については前註・3をも参照されたい。
- 13) この箇所の *sententialiter* の語は「レーン法」(註・2の後)の *mit ordelen* に対応しているが、それについては前註・10で述べたことを参照されたい。
- 14) AVではこの後に「レーン法」のc-cとd-dの件に対応する文が姿を見せないが、その点については前註・7を参照されたい。

65・6 a) 主君はまた、その者が居合わせているところで¹⁾ 判決をもって(裁判期日を定めて)そこ(=そのレーン法廷)へ召喚された(*gedegedinget sin*)²⁾ 家臣に対しても、彼(=その家臣)がその裁判期日に出頭しない時には、彼(=主君)の(=彼に対して支払われる)罰金を取得する、^{b)}ただし真にやむをえない事由(*echt not*)が彼(=その家臣)にそのこと(=レーン法廷への出頭)を妨げる(ないし、妨げた)場合は除く。^{b)・3)・a)}

AV 2・8 a) 問責される家臣(*homo incusatus*)⁴⁾も同じようにすべき(=レーン法廷に出頭するか、さもなければ主君に罰金を払うべき)である、主君が彼(=その家臣)に対し、その者(=家臣)の居合わせているところで(*in eius praesentia*)、¹⁾ ^{b)}正当な異議(申立)なしに(*absque contradictione iusta*)、^{b)・5)} 判決をもって(*sententialiter*)レーン法廷の裁判期日(*dies beneficialis*)⁶⁾を定める(ないし、定めた)(にもかかわらず、その家臣が裁判期日に出頭しない場合)には。^{7)・a)・8)}

- 1) この箇所、「レーン法」の「その者が居合わせているところで」(=*in sine jegenwarde*)は、AVの*in eius praesentia*に対応し、それを逐語的に独訳したもの、と思われる。なお、AVの*praesentia*の語は次行(註・4の箇所)の*iusta*と韻を踏んでおり、そのことから、AV・前条(2・7、註・11の箇所)にこれに当たる語が見られないのは、同条においては(そうした語を加えると)韻を踏むのが難しい(ないし、難しくなる)という(技術的)理由にもとづいており、(韻文で書くという制約がなくなった)「レーン法」(65・5)の対応箇所では(AVでは心ならずも省略せざるをえなかった)b-bの件を補足することができた、というように推定することも可能であろう(この点については、前出レーン法65・5=AV2・7、註・2で述べたことも参照されたい)。
- 2) *jm. (od. jn.) degedingen*の語については、前出レーン法65・5=AV2・7、註・1を参照されたい。
- 3) *echt not*の語については、前出レーン法65・5=AV2・7、註・5、および、(本条の)後註・5を参照されたい。
- 4) (*homo*) *incusatus*の語については、前出レーン法65・5=AV2・7、註・8を参照されたい。
- 5) AVの*iusta contradictio*の語は、本条のほか、前出AV1・103(=レーン法13・1)にだけ姿を見せるが、そこでは「レーン法」の*rechte wedersprake*の語がこれに対応している。同条への註・4でも述べておいたように、「レーン法」の*rechte*

wedersprake の語は、相手方の居合わせる法廷で相手方の行為に対して正式に異議申立を行うことを指して用いられている。この AV 2・8 の場合、主君は(前出レーン法 65・3 = AV 2・1、2・2 に明記されているように)家臣を判決もって(レーン法廷に)召喚して問責(しようと)するのだから、(その召喚・問責には理由がない、という家臣の反論は、定められた裁判期日に行うことができるはずだし、仮に主君がその家臣を問責するために(レーン法廷に)召喚することができるか(ある家臣に)問うた時に(召喚される)家人(本人)が異論を唱えたとしても、レーン法廷が主君による召喚を是認する判決を下せば、主君は彼を召喚して問責できることになるはずだから)、本条・この箇所の *iusta contradictio* の語が(AV 1・103のそれと同じく)(「レーン法」の) *rechte wedersprake* と同義に用いられているとは考えにくいであろう。

さらに、この b-b の件(=「*iusta contradictio* なしに」)は、「レーン法」の対応箇所では「ただし *echt not* が彼(=家臣)にそのこと(=レーン法廷への出頭)を妨げる場合は除く」となっている。*echt not* の語は、(前註・3でも挙げた)前出レーン法 65・5 = AV 2・7、註・5 で述べたように、これまでに前出レーン法 24・5、24・7 (=AV 1・55・b、1・56)、24・8 でも用いられているが、それらはすべて AV に対応条項のない条項、あるいは、(対応条項があっても)「レーン法」で「改訂」された(と目される)箇所であって、前出レーン法 24・7 によれば、(レーン法上の *echt not* は)、具体的には「捕虜、病気、ライヒ(へ)の勤務、^{ラント}国の緊急事態」の四つを指している。これら四つが、いずれも(主君による家臣の(レーン法廷への)召喚が決められる段階で家臣の申し立てる「異議」にはなりえず)、(レーン法廷への)出頭ないし参集を命じられた家臣が(その後)裁判期日に出頭ないし参集できなくなった場合にそのことを釈明するための事由にかかわることに注意しなければならない。

以上のように見てくると、本条の場合、AV・b-b の件から「レーン法」・b-b の件への「改訂」によって、(上述した)AV・b-b の件における用語の不統一が取り除かれていることが判る。しかし、もっと重要なのは、以上の検討から(*echt not* の概念だけでなく) *rechte wedersprake* の概念も(AV ではまだ確立されておらず)「レーン法」ではじめて確立されたのではないか、という推定が可能になることであろう。(なお、上掲・邦訳において *iusta contradictio* の訳を、前出 AV 1・103 (=レーン法 13・1)における「(法廷における)正式の異議(申立)」とは異なる「正当な異議(申立)」としたのは、以上のことに配慮したからである)。

- 6) AV では *beneficialis dies* の語が、本条のほか後出 2・11 (=レーン法 65・9)、2・12 (=同上)、2・33 (=レーン法 66・3)、2・36・a (=レーン法 67・1)(など)にも姿を見せるが、いずれも *Lehngerichtstag* の意味で用いられている(Text I, Glossar, S. 125 を参照)。
- 7) この件の「レーン法廷の裁判期日を定める」に付された補訳のうち「にもかかわらず、家臣がその期日に出頭しない」は、テキストでは明示的に述べられていな

いものの、すでに(前条=AV2・7とのつながりから)本条・冒頭の「問責される家臣も同じようにすべきである」の一文にも(実質的には)含まれている、とも考えることができよう。

- 8) 以上の検討によって、このAV2・8は、対応するレーン法65・6と、幾つかの点で表現こそ異なっているものの、(前註・5で述べた) b-bの件を除くと、実質的には同旨のことを述べている、と解することができよう。

65・7¹⁾ a) 主君は彼の(=彼が取得すべき)罰金を、(それを科された)家臣の——彼(=家臣)が彼(=主君)から受領している——所領の上で(=所領へ出向きそこで)要求(ないし、徴収)す(sen)すべきである。²⁾(その際)賃料(ないし、小作料)支払義務者(=小作人)(tinsgelde)³⁾は、(彼の)主人(地主ないし領主、主君に罰金を支払うべき家臣)のために(vor den herren)、⁴⁾彼(=その小作人)が(彼の)主人(=地主ないし領主)に(deme herren)⁴⁾毎年支払うべき義務を負っている賃料(gelt)の額をこえて、⁵⁾また、彼(=小作人)がまだ(主人に支払わずに)それを手許にもっているものを除いて、⁶⁾いかなる差押え(pant)⁷⁾をも耐え忍ぶ(liden)⁸⁾には及ばない。^{9)・a)}

AV2・9¹⁾ a) 主君にとっては(罰金を科せられた)家臣の(=家臣に封与されている)レーンが(担保として)保証になるであろう(fide iubebit)。¹⁰⁾家臣には、しかし、主君のために、彼(=家臣)自身に支払うことが(小作人に)義務づけられている賃料(ないし、小作料)(censum)をこえて¹¹⁾差押え(vadium)¹²⁾を耐え忍ぶ(tolerare)¹³⁾義務はない。^{a)・14)}

- 1) 本条は、主君は家臣に科した罰金を徴収するために家臣が小作人に貸し出している所領(からの収獲物)を(直接に)差押えることができる、という趣旨のことを述べているが、「ラント法」には(これと関連する)次のような条項がある。

ラント法1・54・1 = 「いかなる小作人(tinsman)も彼の主人(=地主ないし領主)のために(vor sinen herren)、彼(=小作人)が毎年支払うべき賃料(=小作料)をこえて、(主人の債権者による)差押えを耐え忍ぶには及ばない」。1・54・2 = 「誰であれ彼の賃料(=小作料)を法定の期日に(ラント法2・58・2を参照)支払わない者があれば、彼(=その者)は翌日にはそれ(=賃料)を2倍支払うべきであり、また(それ以後も)彼がそれを(支払わずに)手許にもっている間は、毎日同じように(賃料を倍加)すべきである、主人が適法な(=裁判所の)判決をもってそれ(=賃料)を追求し、またそれ(=賃料)を彼(=小作人)の家で要求する限り。けだ

しその者(=小作人)には彼の賃料を彼の家の外で支払う義務がないからである」。

1・54・4 = 「主人(=地主ないし領主)は、彼(=自分)の所領の上で、人(=小作人)が彼(=主人)の所領について彼(=主人)に約束した彼(=主人)の(取得すべき)賃料(gelt)を、裁判官の許可なしに差押えることができる」。

- 2) ここまでの文で述べられていることが、(補訳を施したように)主君が(家臣に科された)罰金を徴収する(具体的な)方法にかかわることは、すぐ前のレーン法65・5(=AV2・7)および65・5(=AV2・8)とのつながりから明らかであろう。なお、「家臣の所領の上で要求する」の文のうち、「要求する」(eschen)というのは、小作人が家臣から賃料と引きかえに(=小作地として)借り受けている所領について小作人が家臣に支払うべき賃料(=小作料)を(主君が直接)「差押える」という意味であることは、本条の場合、後続の文において明示的に述べられていることから明らかであるが、そもそも、(前註・1に引用したラント法1・54・4で述べられているように)、小作人に所領を貸し出した「主人」(=地主ないし領主)が自ら(=自分で)賃料(=小作料)を差押えることができるだけでなく、おそらくそうした(領主の)「自力差押権」にもとづき、その延長線上にあるものとして、(そうした「主人」に対して債権をもつ彼の)「主君」が(自分の「家臣」である「主人」(=地主ないし領主)に対する債権を満足させるために)直接に「家臣」の小作人から賃料(=小作料)を差押えることができることは、(前註・1に引用した)ラント法1・54・1で述べられていることから明らかであろう。またその場合、「主君」が「家臣の所領の上で(=そこへ出向いて)」そうしなければならないのは、(同じく前註・1で引用したラント法1・54・2に明らかのように)、小作人には、一般に(=彼の「主人」(=地主ないし領主、本条の「家臣」)に賃料を支払う場合でも)、「彼の賃料を彼の家の外で支払う義務がないからである」、ということに注意されたい。
- 3) この tinsgelde (=Zinspflichtiger) は、(前註・1で引用した)ラント法1・54・1および前出レーン法60・2に姿を見せる tinsman と同義に用いられている、と解されるが、本条のほか、後出レーン法68・5(=AV2・52)と73・1にも姿を見せる。これらの条項のうち、レーン法73・1はAVに対応条項がなく、本条とレーン法68・5の場合は、対応するAVの条項(=2・9と2・52)にはこの語に当たる(たとえば censualis の)語が見当たらず、tinsman の語が姿を見せる前出レーン法62・2も、AVには対応条項がない。このことから、tinsgelde (および、tinsman) は(AVでは姿を見せず)「レーン法」で「補足」ないし「改訂」された箇所にはじめて登場する、という推定が成立しそうである。この点については、さらに後註・9と14で述べることをも参照されたい。
- 4) この箇所(vor deme herren)のherreの語は、本条・冒頭の(家臣から罰金を徴収すべく差押えを行う)「主君」を指す語(=de herre)と同じであって(いささか)紛らわしいが、文脈上、(前註・1に引用したラント法1・54・1のvor sinen herrenのherreの語と同じく)、「(小作人の)主人」(=地主ないし領主)、つまり(補訳を加え

たように「主君に罰金を支払うべき家臣」を指す、と解さなければならないであろう。(『邦訳』、104頁、ラント法1・54・1、註・2を参照されたい)。

- 5) ここまでの件では、すぐ後(註・6まで)の件とともに、主君が(家臣の支払うべき)罰金を徴収するために家臣の(=小作人に貸し出している)所領から(小作人がその「主人」=地主ないし領主である「家臣」に支払うべき)賃料を差押える際の「限度」について述べたものであるが、ここまでの件と同旨のことは(前註・1に引用した)ラント法1・54・1でも述べられている。なお、原文においては、構文上、ここまでの件も、すぐ後(註・6)の件に「を除いて」と訳出した wan (=anßer) の語に支配されているが、ここ(の末尾)に「をこえて」という補訳を加えたのは、ラント法1・54・1を参照してのことである。(なお、石川「ゲヴェーレ」、154~155頁における gelt の語の検討には、(Text, Glossar der Wortformen, S. 173 の gelt の項でこの箇所が脱落しているため)、この箇所の用例が欠落しているが、(前註・1で引用した)ラント法1・54・4の用例を参照すれば、本条・この箇所の gelt の語も「賃料(=小作料)」を指す、と解するのが妥当であろう)。ひきつづき次註・6を参照されたい。
- 6) ここまでの件(=「彼(=小作人)がまだそれを手許にもっているものを除いて」)は、前註・5までの件にひきつづき、主君が(家臣に小作人が支払うべき)賃料(=小作料)を差押える際のもう一つの「限度」を述べたものであるが、(前註・1に引用した)ラント法1・54・2(特にその「彼がそれをまだ手許にもっている間は」の件)と比較することによって、「小作人がすでに主人に支払ったものを除いて」という意味であることを確認できるであろう。それによって、この件が、(前註・5までの件と併せて)主君が(罰金を徴収するために)家臣の所領において賃料(=小作料)を差押える際に(家臣の)小作人が忍ばなければならないのは、小作人が主人(=家臣)に毎年支払うべき賃料(=小作料)を「限度」とする、という趣旨であることも明らかであろう。
- 7) この箇所で明示的に pant (=「差押え」)の語が用いられていることによって、本条・冒頭(註・2まで)の一文における「要求する」の語が(実質的に)「差押える」の意味であることが判る(前註・2を参照されたい)。
- 8) この箇所の liden の語が「耐え忍ぶ」を意味することについては、文脈上、また、AV(註・13)の対応箇所でも tolerare の語が用いられることによって、明らかであろうが、liden の語の用例については、石川「レーン法と国制」(2)、(82頁以下の)註・97を参照されたい。
- 9) (前註・2のあと)「賃料支払義務者は…」から始まる本条・後段の一文においては、主君による(罰金徴収のための)賃料(=小作料)の「差押え」を「耐え忍ぶ」のは、——(後註・10のあとから始まる)AVのそれにおいては(罰金を科せられた)「家臣」とされているのとは異なり——、「賃料支払義務者」(=小作人)とされていることが(前註・3で述べたこととの関連で)注目される(この点についてはさらに後註・14をも参照されたい)。

- 10) *fide iubere* (=bürgen) の語は、後出 AV 2・58 (=レーン法69・2) の *fideiubere* を別にすると、AV ではこの箇所だけに姿を見せるが、本条の場合、それが (前註・2までの「レーン法」の対応箇所と同じく)、(実質的に) 主君が家臣の所領において (小作人が家臣に支払うべき) 賃料 (=小作料) を「差押える (ことができる)」 という意味であることは、後 (註・12の箇所) に (明示的に) *vadium* (=「差押え」) に言及されていることによって明らかになる。
- 11) ここまでの「彼 (=家臣) 自身に支払うことが (小作人に) 義務づけられている賃料 (ないし、小作料) をこえて」という件を、(前註・5と6までの) 「レーン法」の対応箇所と比較すれば、前註・6で述べた私見が (それによっても) さらに裏づけられることになるであろう。この点については、ひきつづき後註・14をも参照されたい。
- 12) この (「レーン法」の *pant* に対応する) *vadium* の語については、前註・10を参照されたい。
- 13) この *tolerare* (=dulden) の語は、「レーン法」(註・8の箇所) の *liden* に対応しているが、そのことによって、前註・8 (および、そこでも挙げた石川「レーン法と国制」(2)、註・97) で述べた私見が支持されることは、改めて指摘するまでもあるまい。
- 14) (前註・10のあと)、「家臣には…」から始まる本条、後段の一文は (前註・9で述べたように) 「レーン法」・後段のそれに対応しているが、主君による「差押えを耐え忍ぶ」(べき) 者が、「レーン法」では「賃料負担義務者」 (=小作人) とされているのに対して、(罰金を科された) 「家臣」(本人) になっている (ないし、いた)。もちろん、主君が小作人から差押えるのは、小作人が毎年「主人」=「家臣」に支払うべき賃料 (=小作料) を「限度」としているから、小作人にとっては、それを「主君」から差押えられても (実質的に) 「主人」=「家臣」に支払うべき賃料 (ないし、小作料) が多くなるわけではなく、賃料 (ないし、小作料) を差押えられて収益が減少するのは、実質的には、(主君による差押えがなければ当然それを取付することのできる) 「主人」=「家臣」であって、その意味では「レーン法」と AV (の後段) で述べられていることは同旨である、と解される。しかし、前註・3で述べたように、「レーン法」の *tinsgelde* ないし *tinsman* の語は、本条のほか、後出レーン法68・5においても、対応する AV (2・52) の条項にそれに当たる語が見当たらず、また、それらの語が姿を見せる前出レーン法60・2と73・1は (そもそも) AV に対応条項がない。以上のことから、(前註・3で述べたように)、「小作人」については (AV では言及されることがなかったのに) 「レーン法」で (はじめて) 補足された、という推定が成立するが、この補足が何に由来するかについては、(「主人」と「小作人」の関係は——「主人」のレーンだけでなく、アイゲンが「小作地」として貸し出されることがある、ということを考えれば明らかなように——、ほんらいラント法 (の問題) に属し、レーン法 (の問題) には属していないからではないのか、という問題も

あるので、後出レーン法68・5 (=AV 2・52) および73・1について改めて検討することにする。

65・8¹⁾ a) 主君が彼の(取得すべき)罰金をその家臣の——彼(=家臣)が彼(=主君)から受領している——所領において差押えきる(=残らず差押える)(*utpanden*)²⁾ ことができない場合には、彼(=主君)はその(家臣の)所領を罰金の(=罰金を支払わせる、ないし、罰金に充てる)ために(*vor dat gewedde*)占取する(*sek underwinden*)ことになる。³⁾ (この場合)家臣が、(主君に支払うべき)罰金(がまだ残っていること)を、⁴⁾ 1年と1日以内に、⁵⁾ 法(の定める手続)に従い(*mit rechte*) (=法廷で雪冤宣誓を行って)⁶⁾ 反証し(*untredet*)ない限り、⁷⁾ 人(=主君ないしそのレーン法廷)はそのかどで彼(=家臣)から彼の所領を判決をもって剥奪する(ことになる)(*verdelet*)。^{8)・a)}

AV 2・10¹⁾ a) 主君が、しかし、(家臣の)所領(から)の賃料(ないし、小作料)(の差押え)によって彼の(=主君が取得すべき)罰金を(すべて)押収する(*extorquere*)ことができないならば、⁹⁾ 主君は(家臣の=家臣に封与していた)レーン(そのもの)を占取する(ないし、占有・支配する)(*in sua accipere*)ことになる。¹⁰⁾ (その場合)、もし(家臣が)、6週と1年以内に、¹¹⁾ 取得された(=主君の取得した)罰金によって(*per acquisitum vadum*) (彼の所領を)請け戻さなければ、¹²⁾ 家臣は(その)レーンを判決をもって剥奪されることになるであろう(*abiudicabitur*)。^{13)・a)}

- 1) このレーン法65・8は、直前のレーン法65・7を承けて、(同じく直前のAV 2・9を承け)それに対応するAV 2・10と同じく、主君が家臣の所領において(小作人が家臣に支払うべき)賃料(=小作料)を差押えたにもかかわらず、(家臣が主君に支払うべき)罰金を残らず徴収できなかった場合について規定しており、(基本的には)同じことを述べている、と解されるが、两条項の間には、(後註・6と11の箇所の)「1年と1日以内」と「6週と1年以内」の相違だけではなく、(後註・3と10、および、後註・7と12で述べるような)表現の相違も認められ、「レーン法」(65・8)ではAV (2・10)のテキストに(かなり大きな)「補足」が施されている、と考えられるので、特にその点に注意しながら読み解いていくことにしたい。
- 2) *utpanden* (= *auspfänden*)の語は、本条のほか、ラント法2・41・1 (=「裁判官が彼の(取得すべき)罰金をある者のアイゲンから、それ(=そのアイゲン)(からの)収益な

いし収獲)が小さ(ないし、少な)すぎて、(そこからの収益ないし収獲の)(差押えによつて)押取しきる (utpanden) ことをえない場合には、フローンボーテがそれ (=アイゲンそのもの) を十字標をもって (=立てて) 差押える (vronen) べきであり、彼はそれ (=十字標) を参審員の判決に従い (アイゲンの持主の家の) 門の上に差し立てなければならない] —『邦訳』、189~190頁の拙訳をアンダーラインの箇所のように「補足」ないし(一部)「改訂」したい)にも姿を見せる。それを参照することによって、utpanden の語が、本条においても、主君が家臣の所領から彼の(取得すべき)罰金を(まったく差押えることができない場合だけでなく、その場合をも含めて)、「残らず」(ないし、すべて)差押えきることができない場合を指す、と解されよう。この点については後註・4と7、および、9をも参照されたい。

- 3) sek underwinden の語については、すでに前出レーン法57・2、註・3で(「ラント法」の用例をも含めて)一わたり検討しており、その最後に、特に「レーン法」における用例について、「そのための法的根拠(ないし、権原)の有無にかかわりなく、所領を「占取(し、レーンとして占有・支配)する」行為(ないし、占取している事実)そのものを指す「術語」としての性格)をもつ(にいたつた)ことを強調している(本稿(12)、1330頁)。しかし、本条におけるこの語を検討する過程で、この私見については次のような疑問が生じたので、以下においてそれを摘記し、さらに後出レーン法65・21、65・22の用例について検討する際の参考にした。

sek underwinden の語は、前出レーン法7・7、10・4 (AV1・31では、本条の場合と同じく、in sua accipere の語が対応——後註・10を参照)、10・5 (AV1・32では possidere)、33・1、57・2、57・3の用例においては、確かに「(レーンとして)占有(・支配)する(ないし、している)」と訳すことも可能である(因みに、Text I の Glossar においては、in sua accipere は in seinen Besitz nehmen (S. 124)、possidere は in Besitz haben (S. 138) と訳されている)。しかし、このレーン法65・8においては、この語は(レーン法10・4と同じく、AV(註・10)の箇所の in sua accipere に対応しているにもかかわらず)、以上の用例と同じように「(レーンとして)占有(・支配)する」という意味に解すると、次のような問題が生ずるのではないか。

本条は、直前のレーン法65・7 (= AV2・9) を承けて、主君が彼の(取得すべき)罰金に充てるため(それを支払うべき)家臣の所領から(小作人が家臣に支払うべき)賃料(=小作料)を差押え(ようと)したにもかかわらず、それ(ないし、その全額)を徴収することができなかった場合のことを扱っている。そもそも前条で述べられている主君による罰金のための賃料(=小作料)の差押えは、家臣が定められた期日までに罰金を支払わなかった場合に行われる、と考えられる(なお、家臣が罰金を支払うべき期限について、「レーン法」(および AV) には明示の規定が見当たらないが、ラント法2・5・2には、罰金は(原則として)6週以内に(ただし、罰金よりも前に贖罪金が科された場合には、(まず)6週以内に贖罪金を、罰金はその後14週以内に)支払わなければならない、とされており、主君に対する罰金も(原則として)6週以内に

支払わなければならないのではなか、と推定される)が、すぐ前のレーン法65・7 (= AV 2・9) に明記されている(主君による家臣の所領における賃料の)差押えの「限度」(=小作人が家臣に毎年支払うべき賃料のうち、未払いの分——同条への註・5と6を参照)を考えると、本条のように、主君が家臣の所領を差押えても罰金(の全額)を徴収できなかった場合には、主君は(その後直ちに)家臣の(=その家臣に主君が封与していた)所領を *sek underwinden* (=自分のものとして占取)しても、その年にはもはやそれ以上「賃料」(=小作料)を徴収することはできず、主君がその所領から(直接)「賃料」を徴収してそれを(実質的に)「占有(・支配)する」(前出レーン法14・1 = AV 1・39, 1・40を参照)ためには次(=翌年)の収穫期を待たなければならない、と考えられる。本条においては、それにもかかわらず *sek underwinden* の語が用いられているのであって、この語が具体的に何を意味するのか、さらに突っこんで考える必要に迫られるであろう。

ここで想起されるのは、前出レーン法48・1 = AV 1・113における *sek underwinden = sibi attrahere* の用例である。こ(れら)の条項は、主君が家臣に知らせることなく所領を上級主君に返還し、あるいは、上級主君がさらにその所領を「(この「主君」とは)別な家臣」に封与した場合のことを扱っているが、特に AV では、「上級主君(自身)または(その所領を上級主君から)授封された者(=「別な家臣」)が、判決をもって(それまで)他の者(=所領を返還した「主君」)の(ものであった)所領を(わがものとして)占取し(*sibi attraxerit*)」(以上、e-eの件)のあとにひきつづき(f-fの件で)、「また(むしろ、「さらに」と訳すべきであろう)農民たちに対して、この所領に関し(ないし、この所領をもとに)彼(=新しい領主である自分、つまり上級主君自身ないし彼の「別な家臣」)以外の者には、誰にも賃料(ないし、小作料)(*censum*)を支払うことなく、またいかなる者に対してもなんらかの形で勤務(ないし、奉仕)する(*servire*)ことのないように、命令した(日に、家臣が新しい主君に所領の授封更新を求めるべき年期が始まる)」、としている。このうち後の(f-f)の件は「レーン法」に対応する文がなく、(同条への註・9で述べた理由から)「レーン法」では削除された(と目される)ものであるが、「レーン法」および AV の全巻を通じて、(所領を小作に出した)領主(=その所領をレーンとして占有・支配していた「主君」)が交替した場合にそのことを小作人(ないし、農民)に「告知」(ないし、「公示」)することに言及しているのは、この件以外にはない。それだけでなく、この件で領主が農民(=小作人)に命令するのは、「(この所領に関し、彼(=自分)以外の者には誰にも賃料を支払うことなく、またいかなる者に対しても……勤務(ないし、奉仕)することがないように」、という文から明らかのように)、直接には、(自分以外の)他の領主による所領の占有・支配を封ずる(ないし、排除する)ことであって、新しい領主(=上級主君ないし「別な家臣」)が農民から賃料を徴収して(レーン法14・1の意味で)所領の占有(・支配)を完全に(あるいは、実効的に)実現することではない。これも、おそらく、そのためには次の収穫期を待たなければならないから

であろう。したがって、この条項の *sibi attrahere* の語は、仮に「(わがものとして) 占有・支配する」と訳すにしても、所領を現実には占有・支配している事実と言わんよりは、(あるいは、少なくともそれだけではなく)、新たに領主になった者による所領の占有権 (の取得) を「告知」(ないし、「公示」) する、という性格が強い(ないし、そうした性格を併せもつ) ことが判るであろう。

本条・この箇所の *sek underwinden* の語は、この AV 1・113 (=レーン法48・1) の *sibi attrahere* と、(次註・7でも述べるように、主君が次の収穫期に小作人の賃料を差押えるまでは) 以上の点で実質的に同じ用例に属すると解することができよう。

(なお、AV に対応条項のない前出レーン法14・4は、ある家臣が主君に対して、彼の所領が主君から授封されたものであることを否認し、しかも家臣たちの前 (=主君のレーン法廷) でそのことを争った場合、「その所領 (の占有権——アンダーラインの箇所は本稿(3)、403頁の邦訳を補正したもの、以下同様) は主君にとって *ledich* になる」とした上で、その所領が家臣によって又授封されていて、「上級主君 (=前出の「主君」) がそれ (=その所領) を自分のものとして占取する (*sek underwint*) 場合、その所領をゲヴェーレの中にもっている (=占有・支配している) (又) 家臣は、…彼の主君 (=下級主君) に対して、彼 (=下級主君) が…彼 (=又家臣) の所領を (彼=又家臣が占有・支配すべき所領として) (主張・) 擁護し、上級主君の主張 (ないし、要求) を却けるよう、督促すべきである」、と言う。この条項の *sek undersinden* の語も、上記 AV・113 (=レーン法48・1) の *sibi attrahere* の語と同じように、農民 (=小作人) に対する上級主君の「占有権」(取得) の「告知」ないし「公示」の意に解し、そうした含意をこめて (たとえば) 「上級主君がそれを自分のものとして占取 (=告知し、直接に占有・支配しようとするならば、) というように訳すのが正しいであろう。この点をも含め、以上の点については、後註、特に7と8における検討、および、10を参照されたい。

- 4) この箇所の「罰金」は、冒頭の一文 = 「主君が彼の罰金をその家臣の…所領において差押えきることができない場合には」とのつながりからは、「(差押えにもかかわらず) まだ残っている罰金」を指す、と解されるであろうが、上掲・邦訳では、後続の *untreden* (= *widerlegen* (=「反証する」)) との関連で、「罰金」の語の前に「主語に支払うべき」、また「罰金」の語の後に「がまだ残っていること」という補訳を施しておいた。この点については、後註・7を参照されたい。
- 5) この箇所の「1年と1日以内に」は、AV (註・11の箇所) の「6週と1年以内に」に対応している。「1年と1日」と「6週と1年」の差については、前出レーン法10・5 = AV 1・32 (註・7と10) いらい留意してきたし、前出レーン法14・4、註・4では、「レーン法」における「6週」の期間について (一応の) 「仮説」を述べておいたが、さらに後出レーン法65・21 = AV 2・29について検討するので、それを参照されたい。

なお、「1年と1日」(ないし、「6週と1年」)の間には必ずもう一度 (次の) 収穫期ないし (小作人による) 賃料の納期が訪れるはずであるから、主君がその間家臣

の所領を差押えていればそこから罰金を(追加)徴収することが可能である、ということに注意されたい。この点についても、後註・7と8を参照されたい。

- 6) この箇所の mit rechte の語を、「法(の定める手続)に従い」と訳し、実質的にはそれを(補訳を施したように)「法廷で雪冤宣誓を行って」と解したことについても、次註・7と後註・8を参照されたい。
- 7) (前註・3のあと)ここまでの件(=「家臣が罰金を…法(の定める手続)に従い反証しない限り」)は、AV(註・12まで)の「もし(家臣が)…取得された罰金によって(彼の所領を)請け戻さなければ」に対応しており、一見、それと(まったく)異なったことを述べているように受け取られるかも知れない。しかし、両者の相違は(少なくとも)見かけほど大きくはない、と考えられるのである。

まず、AVの「(家臣が)取得された罰金によって(所領を)請け戻す」というのはいかなる事態を指すかを考えてみると——。AV(2・10)はその冒頭で、「主君が、しかし、所領の賃料によって彼の罰金を押収することができないならば、主君はレーン(そのもの)を占取する(ないし、占有・支配する)ことになる」、と言う。そこには、「(レーン法)の対応箇所とは異なり」、「(差押えきる)の語も、また「罰金のために」の語も見当たらないが、AV(2・10)の末尾でも、「レーン法」と同じく、「(家臣が所領を請け戻さない場合)「家臣はレーンを判決をもって剥奪されることになるであろう」、と述べているから、主君による所領の「占取」は(家臣の占有権の(完全な)剥奪を伴わない)一時的なものであることが判り、それを手がかりにして、その「占取」が罰金徴収のための(一時的な)所領の差押えである、と推定することもさして難しくはあるまい。そうだとすれば、前註・5で述べておいたように、(所領を「占取」している)主君は、「6週と1年」の間には必ず「賃料」をもう一度「差押える」機会がある(はずだ)から、AVのこの件で「取得された罰金」と言われているのは、主君がその際「罰金」(の残額)を残らず差押えることができた場合のことを指し、また、「(家臣が所領を)請け戻す」というのは、(実質的には)主君による所領の「占取」(=罰金徴収のための一時的差押え)も(当然)それによって終了し家臣が所領を再び占有・支配することを前提したものと理解することができるはずである。

これに対して、「レーン法」のこの件で扱われているのは、家臣に対して「法に従い(=法廷で雪冤宣誓を行って)反証する」ことが求められていることから明らかのように、主君と家臣の間の(レーン)法廷における係争である、ということがまず注目される。「レーン法」では前段の末尾で、主君が所領を「占取」するのは「罰金のため」であることが明記されており(前註・3を参照)、主君には(AVの場合と同じく)「1年と1日」の間には必ずもう一度(家臣の所領において)「賃料」を差押える機会がある(はずだ)から(前註・5を参照)、もし主君がその際に罰金(の残額)を残らず取り立てることができれば、所領(そのもの)の「占取」(=罰金徴収のための一時的差押え)は(AVの場合と同じく)当然それによって終了する、と

推定することができる。それにもかかわらず、「レーン法」のこの件では、家臣に「罰金を、1年と1日以内に、法(の定める手続)に従い、反証する」ことが(所領を再び占有・支配するための要件として)求められているのである。したがって、この件は次のように理解しなければならないであろう。すなわち、(少なくとも家臣の見解によれば)主君は(彼が「占取」している)家臣の所領から(すでに)罰金を残らず取り立てることができたにもかかわらず所領を「占取」しつづけていて、家臣が所領を再び占有・支配できない場合、家臣は(主君による所領の「占取」から「1年と1日以内に」主君を相手どり訴えを起こして)(主君に支払うべき)罰金が残っていることについて「反証」し(て所領の返還を求め)なければならない、というように——。こうした理解が誤っていなければ、「レーン法」は、(対応する)AV(と主君による所領の「占取」そのものについては、実質的に同じように扱った上で、それ)にさらに、(主君が家臣の所領からすでに罰金を残らず徴収することができたか否かについて)主君と家臣の見解が岐れた場合について家臣の取るべき措置(=家臣のための救済手続)を補足したもの、と解することができよう。

(なお、この件の *mit rechte untreden* という表現は、すでに前出レーン法45・2の末尾でも用いられている。ただし、本稿(9)、573頁の邦訳中、註・2のあの件は、次のアンダーラインの箇所のように補正しておきたい。「あるいはは、もし(その場合)彼の所領に関して主君に対し罰金が(すでに)判決をもって与え…られていた(*irdelet si*)のであれば、彼(=息)は、父に代って、それ(=罰金)を支払うか、あるいは、法(の定める手続)に従い(*mit rechte*)(=法廷で雪冤宣誓を行って)(罰金はすでに支払われていることを)反証し(*untreden*)なければならない」。ここでは、父が主君に罰金を支払うべきことは(父の生前に)すでに(レーン法廷の)判決をもって確定されているのだから、息が(父の死後)改めてそうした制裁の是非を争うことはできず、息が争いうるのは(せいぜい)父が(生前に)すでにそれを支払ったか否かにすぎない、と考えなければならないであろう。なお、こうした補正に伴い、同条への訳註の中にも補正を要するものがあるが、ここではそれには立ち入らない。この点をも含めて)ひきつづき次註・8を参照されたい。

- 8) この件の *verdelen* の語(はAVの *abiudicare* に対応しているが、特にそれと *afwinnen* (= *vincere*) との異同)については、前出レーン法38・4 = AV 1・94、註・4と8を参照されたい。

なお、(その)前出レーン法38・4は、ある者を彼が現に占有・支配している所領から逐い出すためには、(まず)裁判によって(ないし、判決をもって)所領についての彼の占有権を取り上げ(ないし、否認し)なければならない、という「原則」を述べた上で、その直後につづくレーン法39・1では、(主君に所領を返還した者、および)、(主君から問責されて)所領を判決をもって剥奪(*verdelen*)された者は、所領についての占有権を失う(ないし、失うことになる)、という趣旨のことを述べている。しかし、このレーン法65・8(=AV 2・10)では、家臣の所領において(小作人が家臣に支払うべき)「賃料」を差押え(ようと)したにもかかわらず罰金を(全

額) 徴収することができなかつた主君は、そうした法的 (= 問責ないし裁判の) 手続を経ることなく、まず家臣の所領を「占取」し、それでも1年と1日以内に(実質的には、その所領からの「賃料」を差押えることによって) 罰金を(全額) 取り立てることができなければ(前註・7を参照)、その時にはじめて家臣から所領(の占有権)を判決をもって剥奪する、としている。これ(は、レーン法38・4の「原則」に反するものではなく、かえてそれ)によって、本条の主君に所領の「占取」が認められるのは、家臣の所領から罰金を取り立てるための(一時的) 措置であつて家臣の所領(についての占有権) そのものを取り上げるためのものではない(前註・4～7を参照)、ということが明らかになるはずである。

- 9) この箇所の *extorquere* の語は「レーン法」(前註・3の箇所)の *utpanden* に対応しており、実質的にはもちろん主君による(賃料の)「差押え」を意味するが、「レーン法」の *utpanden* の語とは異なり、(AVではこの語が「差押え」との関連で用いられているのはこの箇所だけであつて)、この語を手がかりとして後続の所領(そのもの)の「差押え」とのつながりを読み取ることは容易ではないであろう。
- 10) この箇所の *in sua accipere* の語は「レーン法」(前註・3の箇所)の *sek underwinden* に対応しており、Text I の Glossar (S. 124, Art. *accipere*) では“*in Besitz nehmen*”と訳されているが、この語は(前註・3で指摘しておいたように)前出 AV 1・31においても(レーン法10・4の *sek underwinden* に対応して)用いられている。(sua の語が「自分のもの(複数)」を意味するのか、あるいは、(AV 1・31の場合には) *sua bona* あるいは(本条の場合) *sua beneficia* の略であるのかは明らかではないが、AV 1・31ではこの語が、(家臣に所領が *wardunge* の形で封与されていたにもかかわらず)主君が家臣に所領の指定(=特定・明示)を拒めば、家臣は主君による指定がなくても(主君にとって *ledich* になった)所領を「(レーンとして)占有・支配する(ことができる)」、という意味で用いられている。したがって、この(AV 2・10の) *in sua accipere* の語を、(AVではそれ以外に唯ひとつ姿を見せる)こうした1・31の用例を参照し(それに合わせ)て理解しようとする読者(があれば、彼)は、(少なくとも後続の件を正しく読み解くまでは)、主君が家臣の所領からの賃料の差押えによって罰金を徴収することができなかつた場合、主君はその時点で(すでに)家臣の所領(そのもの)を取り上げ、自分の(=自分にとって *ledich* になった)レーンとして(直接)占有・支配する、というように誤解する可能性がある。これに対して「レーン法」では、特に(前註・3までの)これに対応する文に「罰金のために」の語が補足されていることによってこうした誤解の可能性が封じられている、ということに注意しておきたい。
- 11) この箇所の「6週と1年以内に」については、前註・5を参照されたい。
- 12) ここまでの件については、前註・7で述べたことを参照されたい。なお、ここまでの件は、(同註で述べたような、「レーン法」の対応箇所との比較から言っても)、同註で述べたように理解するのが正しい、と考えられるが、(特にAVのテキストだけを

読む場合には、この件・末尾の *redimere* (=「請け戻す」) の語に引かれて、その前の *acquisitum vadium* の語についても、主君が所領の「占取」(=所領そのものの差押え) によって取得した罰金(だけ)ではなく、(少なくとも)家臣がそれとは別に主君に支払ったものをも含む、と解される余地が生ずるのではないか。こうした解釈は——本条で扱われているのは(もともと)家臣が主君に罰金を支払わず(あるいは、支払うことができず)に主君から賃料の差押えを受けたにもかかわらず、それでもなお主君が罰金を(全額)徴収することができなかったケースであるから、一般には、家臣が差押えられた所領以外に所領(ないし、財産)をもっているとは考えにくく、その点から言っても——誤っている、と考えられるが、(この点はいずれにもせよ)、「レーン法」(註・7まで)の対応箇所における(同註で述べたような)改訂によって、こうした解釈(ないし、誤解)の可能性が封じられていることに注意されたい。

13) ここまでの AV・末尾の一文については、前註・8 で述べたことを参照されたい。

65・9 ^{a)} その(=主君が問責しようとする)家臣が、彼の主君が彼を(裁判期日を定めて)(レーン法廷に)召喚する(ないし、した)(*eme degedinget*)¹⁾ 時、そこに居合わせており、しかも彼(=家臣)が彼(=主君)の(=主君による)(レーン法廷への彼=家臣の)召喚(*sin degeding*)²⁾ を聞くことができるほど近くに(居合わせて)いる(ないし、いた)ならば、(たとえ)彼(=家臣)がそれ(=主君による召喚)を聞こうとせず(ないし、聞いていないと主張するため)に両耳を(両手で覆って)閉じ(たとし)ても、彼(=家臣)はそれによって(ないし、そのことを楯にとつて)彼の主君の(レーン)法廷(*sines herren degeding*)³⁾を訪れる(*suken*)(=レーン法廷に出頭する)のを拒むことをえない。^{a)} ^{b)} しかしながら、その家臣が、人(=主君ないしレーン法廷)が彼(=家臣)を召喚する(ないし、した)¹⁾ 時、そこに居合わせていない(ないし、いなかった)ならば、主君は——あるいは(*oder*)彼の使者が——、⁴⁾ 彼の家臣二人がそれを聞く(ことのできる)ように、彼(=召喚された家臣)にその(=定められた)裁判期日(*dach*)を告知しなければならぬ、彼(=その家臣)自身に(直接)、あるいは、彼の館^{やまた}へ赴いて(*in sinen hof*)その入口とその出口があるところで。⁵⁾ ^{b)} ^{c)} しかしながら、人(=主君または彼の使者)が彼(=家臣)自身を見いださず(ないし、見いだせず)、また彼(=家臣)がそうした(=その入口・出口のある)館^{やまた}をもっていない⁵⁾ ならば、人(=主君または彼の使者)は、定められた裁判期日(*dach*)より14夜以前に、彼(=家臣)が主君から受領している所領において、その裁判期日(におけるレーン

法廷への召喚 (dat degeding)⁶⁾ を告知すべきである。主君はその裁判期日 (におけるレーン法廷) に (to deme dage)⁷⁾ 少なくとも 6 人の彼の家臣、および、(その裁判集會に) 召喚されている¹⁾ 家臣を (法廷に) 呼び出すべき (esche) 使者を (一人) 連れてこなければならない。^{8)・c)}

AV 2・11 a) 家臣が主君の (= 主君による) 問責 (の開始) (incusatio)、⁹⁾ あるいは、(そのために) 彼 (= 家臣) に定められたレーン法廷の裁判期日 (beneficialis dies)¹⁰⁾ について聞こうとしない (ないし、聞いていないと主張する) (audire nolit)¹¹⁾ ことがあっても、(家臣が) それにもかかわらず (それを) 聞くことができるほど主君の近くに居る (ないし、居た) 場合には、その者 (= 家臣) はそれによって罰金を免れることにならない。^{12)・a)} AV 2・12 b) しかしながら (その) 家臣が、主君が彼 (= 家臣) にレーン法廷の裁判期日¹⁰⁾ を定める (ないし、定めた) 時、そこに居合わせていない (ないし、いなかった) ならば、主君は使者を通して、¹³⁾ 彼の家臣二人が聞くことができるように、(それを) その者 (= その家臣) に告知すべきである、彼自身に (直接)、あるいは、彼の館^{やかた}へ赴いて (in eius curia) その住居の入口と出口 (である) と認められるところで。^{14)・b)} AV 2・13 c) しかしながら、(その) 家臣に (そうした) 館がないならば、主君は、裁判期日 (dies legalis) より 14 日以前に、(その家臣に) 主君から授封されているそれ以外の所領において、この (裁判) 期日を通告すべきである。そこ (裁判期日 = レーン法廷) へ主君は (自らも) 出廷し、¹⁵⁾ さらに少なくとも 6 人の家臣と、問責される者 (incusatus)¹⁶⁾ を (法廷に) 呼び出す (citare) (ための) 使者を (一人) 連れてくるべきである。^{17)・c)}

- 1) (jm.) degedingen の語については、前出レーン法 65・4 (= AV 2・4)、註・3、および、(そこでも挙げた) 前出レーン法 18、註・2 を参照されたい。
- 2) この箇所 sin degeding の語のうち、degeding の方は、すぐ前 (註・1 の箇所) の eme degedingen とのつながりから、(少なくとも) 具体的には、「召喚」を意味すると解するのが自然であろう。また、sin の語も、その emē degedingen とのつながりだけから言えば、あるいは「(主君による) その家臣の召喚」と解するのが自然である、と (も) 考えられる。しかし、AV (2・11) でこの語に対応しているのは、(註・10 の箇所) beneficialis dies の語であり、また「レーン法」(そのもの) においても、すぐ後 (註・3) の件に sines herren degeding の語が姿を見せる、ということを考えて、(敢えて) 「主君の」 (= 主君による) と解したものである。ひきつづき次註

・ 3 と後註・ 9 (および、前出レーン法65・ 3 (= AV 2・ 1、2・ 2、註・ 2) を参照されたい。

- 3) この箇所 *sines herren degeding* は、(問責のために召喚された) 家臣が *suken* すべきもの、とされている。この *suken* (= *ansuchen, besuchen*) の語は、「レーン法」でも後出73・ 2 では、「自由な所領 (*en vri gut*) を小作地として借り受けた「客人」(*gast*) (=「ラントザッセ」——石川「アイゲン」、20~22頁、および、註・ 131を参照) が *gerichte* (=ラント法上の裁判所、具体的にはゴークラーフまたはフォークトの主宰する裁判集会) および *sent* (=教会法上の裁判所、具体的には主任司祭の主宰する裁判集会) に参集すべき義務(ラント法1・ 2・ 4、および、1・ 2・ 2を参照) について用いられている(この点については、前註・ 2を参照されたい)。ただし、「(彼はそれによって…」以下のこの a - a の件・最後の一文は、対応する AV (2・ 11) の文を全面的に書き改めたものである(この点については、後註・ 12を参照) が、*suken* の語はこの箇所の「改訂」が「ラント法」の影響の下に行われた可能性を示唆するものである、ということに注意しておきたい。(*besuchen* を意味する *suken* の語は、ほかに前出レーン法24・ 9にも姿を見せるが、この条項も「レーン法」で補足された(と目される)ものである)。
- 4) この箇所、(召喚された) 家臣に裁判期日を告知するのは、(原文では) *de herre* (とは少し離れて) *oder sin bote* とされているのに対して、対応する AV (2・ 12) (註・ 13の箇所) では *dominus per nuncium* とされている(て、具体的には「使者」だけということになる。 *oder* の語には「すなわち、換言すれば」の意味もあるから、「レーン法」のこの箇所も、もちろん (AVの対応箇所と同じく) 「主君は —— すなわち (具体的には) 彼の使者が」と訳すこともできる、と思われるが、上掲・邦訳では、主君が(たまたま何かの機会に、二人以上の家臣を随えて、家臣と出会った際などに) 自ら家臣を召喚することを排除する理由はない、と考えて、「主君は —— あるいは彼の使者が ——」と(二者択一的に) 訳しておいた。ひきつづき次註・ 5を参照されたい。
- 5) ここでは、*de herre* … *oder sin bote* は家臣に裁判期日を、「彼 (= 召喚された家臣) 自身に (直接)、あるいは、(すぐに後述するように、特にそれができない場合について) 彼の館へ赴いて」(という二つのうちいずれかの方法で) 告知しなければならない、とされている。(ここで、まず彼 (= 家臣) 自身に) (直接) 告知する場合に言及されていることは、前註・ 4で述べた私見を支持する方向に働くであろう、ということに注意されたい)。

なお、(それと二者択一の関係にある) 「彼の館へ赴いて」以下の原文は、*in sinen hof, dar sin invarit unde sin utvart si* であるが、これによって誰しもが想起するのは、前出レーン法50・ 3 (= AV 1・ 120) の *to hove unde to huse, dar sin utvard is unde invarit* の件であろう。この条項は、「主君が身を隠し、あるいは、ある城塞(の上) に閉じこもって、家臣が(所領を受領すべく) 彼 (= 主君) の許へ赴くことができない

い) ように (妨害) するケースを扱っているが、そうした場合、家臣が「彼の主君を (主君の) 館^{ぐらん} (ないし、屋敷) —— そこにその出口とその入口のあるところで探し、そして (そこで) 彼 (=家臣) の所領を求めて忠誠宣誓 (ないし、臣従礼) を捧げたこと (について)、あるいは、彼 (=家臣) の所領を法 (の定める手続) に従い引き戻したことについて証人をもつ (ないし、もっている)」ならば、家臣が (所領の授封または引き戻しを求める) 「彼の権利」を損なうことはない、とするものであり、つまりそうした場合、家臣は主君に直接所領の授封あるいは引き戻しを求めることができなくても、主君の館 —— その出入口のあるところ —— でその手続をとり、それについて証人をもっていれば足りる、というのである (同条への註・4と特に5を参照)。このレーン法50・3 (= AV 1・120) を参照すると、本条のこの件も、家臣が出入口のある館をもつて (て、そこで館への出入を規制でき) る場合には、主君またはその使者が家臣に直接レーン法廷への召喚ないしその裁判期日を告知することができなくても、その出入口のあるところで告知しそれについて証人をもっていれば、家臣に直接告知したのと同じ法的効力を認める、という趣旨に理解することができよう。ひきつづき次註・6を参照されたい。

- 6) この箇所の *degeding* の語は、前註・2の箇所 (および、前註・3の箇所) の *degeding* の語とのつながりからは「(レーン法廷への) 召喚」(ないし、「レーン法廷 (の開催)」) を意味する、と (も) 考えられるが、すぐ後 (註・7の箇所) の *dach* とのつながりは「裁判期日」を指す、と解される。上掲の「その裁判期日 (におけるレーン法廷への召喚)」という邦訳は、後者とのつながりを (より) 重視した上で、補訳で前者とのつながりをも加味しようとしたものである。
- 7) この箇所の *dach* の語については、前註・6を参照されたい。
- 8) ここまでの (「主君は…」から始まる) 本条・末尾の一文は、(定められた) 裁判期日 (当日) に、① 少なくとも6人の家臣と② 使者を (一人)、(レーン法廷に) 連れてくることを主君に求めている。なぜ (あるいは、何のために) これらの家臣が必要なのであろうか。

まず、①の「少なくとも6人の家臣」に関連して、前出レーン法55・2には、(まず、「罰金にかかわりまたレーン法廷において行われる (ないし、生起する) すべての問責 (の事由) を、主君は家臣に対して彼 (=主君) の家臣二人とともに (自分とも3人の) 証人により立証することができる」、した上で)、「(しかしながら)、家臣がそれによって彼のレーンを喪失し (=喪失することになり) うること (=事由) については、主君はそれ (=その事由) を彼 (=主君 —— 本稿(11)、895頁に「家臣」とあるのは間違い) の家臣6人とともに (自分とも7人の) 証人により立証しなければならない」、という規定がある。したがって、本条の「少なくとも6人の家臣」も、レーン法廷における審理の結果、(召喚された) 家臣から所領が剥奪される場合に備えてあらかじめ証人を確保しておくためのもの、と解することもできるし、それら (6人以上) の家臣が法廷に参集していれば、(問責された) 家臣から所領が剥奪された場

合、後日彼等をその証人として起用しうることは確かである。しかし、本条の場合、それが①の主要な、あるいは、(少なくとも)唯一の目的である、と考えることはできない。問責された家臣に科せられる制裁は、むしろ「罰金」ですむことの方が多く、必ずしも「所領の喪失」につながるとは限らないからである。それならば①の(主要な)目的はどこにあるのか。

この問題に関連して注意しなければならないのは、②の「使者」が、前出(註・4の箇所)のそれとは異なり、(あらかじめ裁判期日を定めて召喚される)家臣に「裁判期日」を告知するためではなく、レーン法廷が開催された後に、「(召喚された)家臣を(法廷に)呼び出す(eschen)」ためのものである(なお、Ho. IIIの Glossar (S. 576)によれば、この箇所の eschen の語は、eine Person im Gerichte vorfordern の意味である)、ということである。この手続はやがてレーン法65・15 = AV 2・16~2・18 で具体的に詳述されるが、それによれば、この「使者」は、(定められた文言に従い)「法廷の端まで彼(=主君)の家臣二人がそれを聞く(ことができる)ように」(つまり、開催されたレーン法廷のその場で大声で、「(問責される)家臣を(法廷に)呼び出す(eschen)」)。それでも家臣が出廷しない場合、この手続はさらに2度(=都合3度)繰り返されることになり、その場合の「使者」は誰でもよい、とされているが、「人(=主君)は、人(=使者)が彼(=問責される家臣)を(法廷に)呼び出す場合、その都度別な家臣(たち)を(証人として)もたなければならない」、とされている。つまり主君は、家臣に対する問責の(最終)結果いかにかわりなく、すでにこの段階で、(召喚された家臣の不出頭を立証するための)証人として「家臣6人」を必要とするのである。したがって、本条の②のみならず①も、(少なくとも)主に、こうしたレーン法廷における(召喚された家臣の不出頭を立証するための)手続との関連において理解しなければならないであろう。この点については、後註・17をも参照されたい。

- 9) incusatio の語を「問責」と訳すことについては、前出レーン法65・1 = AV 1・133(前半)、註・4を参照されたい。
- 10) beneficialis dies の語については、前出レーン法65・6 = AV 2・8、註・6を参照されたい。
- 11) この箇所の audire nolit の語に「ないし、聞いていないと主張する」という補訳を施したのは、(主に)「レーン法」(a-aの件)の対応箇所を考慮に入れたからである。ひきつづき次註・12を参照されたい。
- 12) ここまでの AV 2・11は、「レーン法」(65・9)の a-aの件に対応しており、それと(基本的に)同じことを述べている。しかし、両者を比較すると、「レーン法」では、「彼の主君が彼(=家臣)を召喚する(ないし、した)時、(家臣が)そこに居合わせており」、および、「彼(=家臣)が…両耳を閉じ(たとし)ても」の文が補足され、さらに、(AVの「その者(=家臣)はそれによって罰金を免れることをえない」の文が)「彼はそれによって彼の主君の(レーン)法廷を訪れるのを拒むことをえない」

と改訂されている。こうした補足ないし改訂によって、「レーン法」では、ここまでの件が(AVよりも)より具体的で分かりやすいものになっているだけでなく、(問責される)家臣を(レーン法廷に)召喚する手続に限定されたものになっていることに注意されたい。

- 13) この箇所の「主君は使者を通して」(*dominus per nuncium*)の語、および、それと「レーン法」(註・4の箇所)の「主君は——あるいは彼の使者が——」との相違については、前註・4を参照されたい。
- 14) ここまでのAV2・12が前註・13の箇所を除いて「レーン法」(65・9)のb-bの件に対応しそれと同旨である、ということについては改めて指摘するまでもあるまい。(ただし、前註・5で触れた前出レーン法50・3とは異なり、それに対応するAV1・120(の対応箇所)は、(単に)「その(=主君の)住居において」となっており、ここでは「その(館)の出口とその入口」に言及されていないので、このAV2・12の末尾の「彼の館へ赴いてその入口と出口のあるところで」という件を手がかりにして、前註・5で述べたのと同じ推論に辿りつくのは(かなり)難しいのではないか。
- 15) この「そこへ…」以下の一文(原文は *Ad quam dominns veniat*)は次行の文(*et aminus adducat*)と韻を踏んでいる。「レーン法」にはそれに対応する文がないが、「主君は…」以下「…連れてこなければならぬ」の文においても、もちろん主君自身もレーン法廷に出廷(してそれを主催)することが前提されている。AVでは、(おそらく)次行と韻を踏むために(だけ)加えられていたものが、「レーン法」でAVのテキストをドイツ語に移すに当たり削除されたものであろう。この点については、前出レーン法65・4 = AV2・5、註・15で述べたことを参照されたい。
- 16) (*incusare* と) *incusatus* の語についても、(前註・9で触れた)前出レーン法65・1 = AV1・133(前半)、註・4(で *incusatio* の語について)述べたことを参照されたい。
- 17) このAV(2・13)の末尾では、「レーン法」(註・8の箇所)の *eschen* の語に対応して、*citare* の語が用いられている。*citare* の語には「呼び寄せ、呼び出す」という意味もある(因みに、前出AV1・56(=レーン法24・7)、末尾の「召集された」の原語は *citatur* である)ので、上掲・邦訳では、後出AV2・16~2・18(=レーン法65・15——前註・8を参照)における *citare* の語の用例をも考慮して、「(法廷に)呼び出す」と訳しておいた。ただし、*citare* の語は、前出AV2・2(註・22の箇所)では、レーン法65・3(註・4の箇所)の *degedingen* の語に対応して用いられているので、「(あらかじめ裁判期日を定めて)召喚する」の意に誤解される可能性がないわけではない。なお、念のために付言しておく、ここまでのAV2・13は、前註・13で指摘した削除を別にする、文言上も「レーン法」(65・9)のc-cの件に(ほぼ)対応しており、それと同旨のことを述べている。

65・10 ^{a)}主君が彼のレーン法廷 (における審理) (sines degeding(es))¹⁾ を始める (ないし、始めた) 時、彼 (=主君) はまず第一に、(今) (レーン) 法廷の (審理を行うべき) 時 (刻) (degeding(es) tit)²⁾ であるか、(判決を) 問うべきである。³⁾ ^{b)}彼 (=主君) のためにそれ (= (今) 法廷の (審理を行うべき) 時 (刻) である、という判決) が発見 (=提案) される (ないし、された) (gevunden wert)⁴⁾ 時、彼 (=主君) は、レーン法廷で (to lenrechte)⁵⁾ 彼 (に代って、彼) の言葉を語るべき彼の家臣を (一人) (彼の代言人として) 受け取る (=用いる) ことができるか、(判決を) 問うべきである。^{b)・6)} いつであれ判決が発見 (=提案) された (gevunden si)⁷⁾ 時には、彼 (=主君) は常に (ないし、その都度必ず) 彼の家臣たちに、彼等 (家臣たち) がそれに賛同する (volgen) か、問うべきである。^{8)・a)}

AV 2・14 (前半) ^{a)}主君はまず第一に、(今) (レーン法廷で) 審理すべき時 (刻) (tempus placitande)⁹⁾ であるか、(判決を) 問うべきであり、¹⁰⁾ また、いかなるものであれ (ある) 判定が提示 (=提案) された後 (post quamlibet datam sententiam)、¹¹⁾ 主君は (必ず) 彼の家臣たちに、(彼等が) それ (=提案された判決) に賛同する (exequantur) か、問うべきである。^{12)・a)}

- 1) この箇所の sin(es) degeding(es) の語については、次註・2のほか、前出レーン法 65・9 (= AV 2・11~2・13)、註・3、および、(同条への註・2でも触れた) レーン法65・3 (= AV 2・1、2・2)、註・2をも参照されたい。
- 2) この箇所の degeding(es) tit の語に関連して (まず) 想起しなければならないのは、前出レーン法65・2 (= AV 1・133・後半) の「午前中は (ないし、正午まで (の間) であれば)、…主君は sines degeding(es) を…始めることができる」、という規定である。それによって、(本条・この件で) 主君が「(今) degeding(es) tit であるか」と問うのは、実質的には「まだ正午になっていない」(=午前中である) ことを確認するためのものである、ということが判るからである。

しかし、これに関連してもう一つ想起しなければならないのは、ラント法 1・59・2の次のような規定である。「[[国王罰金権の下に裁判集会を開く (dinget)] いかなる裁判官 (= グラフ) も、彼のシュルトハイスなしに echt ding (正規=定例の裁判集会) を開くことをえない。彼 (= グラフ) は (彼が訴えられた時に) その者 (=シュルトハイス) (が彼に代り裁判集会を主催し、その者) の前で裁きを求め (sek to rechte beden) なければならない (なお、アンダーラインの箇所は、ラント法 3・52・3 を参照の上、『邦訳』(108頁) を改めたものである)。それゆえに彼 (= グラフ) は

シュルトハイスに、(今) 裁判集会の (=裁判集会を開くべき) 時 (刻) (ding tit) (=午前中) であるか (について)、最初の判決を問わなくてはならず、…。これと比較することによって、本条・この箇所の degeding(es) の語は——「召喚」ではなく——「(レーン法上の) 裁判集会」(そのもの、あるいは、そこでの審理) を指す、ということを確認できるからである (なお、レーン法上の裁判集会について——ding ではなく——degeding の語が用いられていることは、(gerichte だけでなく) ding の語をもラント法上の裁判集会に限って用いようとする著者の意図にもとづくもの、と考えられる。この点については、石川「裁判 (権)」、特に10頁、および、註・45を参照されたい)。

- 3) この箇所、原文には (単に) 「問う」とあるだけで (補訳に加えた) 「判決 (を)」の語は見られないが、後続 (註・7まで) の件では「判決 (が発見された)」と言われていたから、ここで (主君が家臣に) 「問う」のが「判決」であることは明らかであろう。

なお、「レーン法」のここまでの件を AV (註・10まで) の対応箇所と比較すると、前者の冒頭の一文 (=「主君が彼のレーン法廷 (における審理) を始める (ないし、始めた) 時」) は AV にはなく、「レーン法」で補足された (目される) ものである。もちろん、その一文が加えられたことによって、「レーン法」の方がより親切で分かりやすい記述にはなっているが、それがなくても AV・対応箇所の論旨は (結局) 同じように理解できるであろう。ひきつづき次註・4を参照されたい。
- 4) この箇所の (dat ordel) vinden の語については、とりえず前出レーン法65・3 (= AV 2・1~2・3)、註・6を参照された上で、後註・8と11で述べることも参照されたい。
- 5) この箇所の to lenrechte の語は、「(レーン法 (の定め) に従い) と解することもできないわけではないが、すぐ後につづく「彼 (に代って、彼) の言葉を語る」とのつながりを重視して、「レーン法廷で」と解したものである (この点については、前出レーン法63・1 (= AV 1・130) の to hoverecht と na hoverecht の語について、同条への註・6と11で述べたことも参照されたい)。なお、この場合の「レーン法廷」は、前註・3で述べた degeding が「(レーン法廷における) 審理」という含意を強くもっているのに対して、「(審理が行われているレーン法廷の) 場 (所)」という含意が (より) 強いことに注意されたい。
- 6) ここまでの b-b の件も、AV には対応する文が見られず、「レーン法」で補足された (と目される) ものである。しかし、それは、主君が (まず、レーン法廷で審理を行うべき「時」であるかを確認した後に) 「代言人を受け取る」べき手続を述べたものであって、——本条・冒頭の一文 (前註・3を参照) とは異なり——、対応する AV の条項では実質的にも触れられていなかった問題を補足したものであることに注意され (た上で、この点についても、後註・8を参照され) たい。
- 7) この箇所の gevunden si の語は、前註・4の箇所の gevunden wert と (時称は異なるものの) 同じ語であることに注意された上で、ひきつづき次註・8を参照されたい。

- 8) (前註・6までのb-bの件のあと)ここまでの本条・末尾の一文は、再びAV(2・14・前半)の末尾の一文に対応するものになっており、前出レーン法65・3(=AV2・1、2・2)、註・7でvolgenの語について述べておいたように、ある家臣の「発見」(=提案)(vinden)した判決は、他の家臣たちがそれに「賛同」(volgen)した時にはじめて「判決」として確定される、という「原則」を述べたものである。したがって、この件(註・7の箇所)のgevunden siの語は、「発見」(=提案)されただけでまだ「賛同」されていない状態を指しているのに対して、(前出b-bの件で、主君が代言人を受け取ることができるかを「問う」ためには、まず、「(今)レーン法廷の(審理を行うべき)時である」、という判決が「発見」され「賛同」されなければならないはずだから)、前註・4の箇所のvindenの語は、「発見(=提案)する」だけでなく、「賛同する」ことをも含めて言われているか、あるいは、その件でもvolgenの手続が必要なことは、この末尾の一文から逆推するほかないのか、いずれにしても(いささか)すっきりしない点が残るであろう。しかし後続の諸条項には、vindenの語が(volgenをも含めて)広義に用いられている例が繰り返し見られる。
- 9) placitareの語は、前出AV1・13・3(前半)(=レーン法65・1)、註・5の箇所、および、2・1(=レーン法65・3)、註・18の箇所でも用いられているが、それについては、前出レーン法65・3=AV2・1~2・3、註・14で(placitationis ordoの語について)述べたことを参照されたい。また、tempus placitandiの語(全体)については、前註・2を参照されたい。
- 10) この箇所の「問う」の語に「判決を」という補訳を施したことについては、前註・3を参照されたい。因みに、AVのテキストにおいても、すぐ後(註・11の箇所)に、「判決」(sententia)の語が姿を見せる。
- 11) このpost quamlibet datam sententiamの語は、「レーン法」の(註・6までのb-bの件の後の)「いつであれこの判決が発見された(gevunden si)」に対応しているが、(AVの)ここでは(「レーン法」のdat ordel vindenに対応して)sententiam dareの語が用いられている。AVでも、「レーン法」のordel vindenに対応する箇所ではsententiam invenireの語が用いられている場合が圧倒的に多く、(たとえば、前出1・16(=レーン法——以下同様——4・4)、1・51(=24・1)、後出2・15(=65・11)、2・34(=66・5)、2・59(=69・3)、2・60(=69・5)、3・2(=71・18)、3・3(=71・19)、3・4(=71・19、71・20)など)、sententiam dareの語が用いられているのは、本条のほかでは、AV1・6(前半)(=レーン法2・2)(註・10の箇所)のad dandis sententiisだけである。Tex IのGlossar(S. 127)では、このsententiam dareに“urteil sprechen”といういささか紛らわしい訳語を宛てているが、AV1・6、および(特に)本条・この箇所のsententiam dareの語が(それ以外のsententiam invenireと同じく)(実質的には)「判決を(宣告するのではなく)提案する」という意味であることは文脈上明らかであろう。(以上のことを前出レーン法2・2=AV1・6(前半)、

註・10に補足しておきたい。

- 12) ここまでの AV (2・14・前半) の末尾の一文においては、「レーン法」の is (= des ordels) volgen に対応して、illam (= sententiam) exequi の語が用いられていることに注意しておきたい。なお、AV (2・14・前半) には、「レーン法」(註・6まで) の b-b の件に対応する記述がないので、前註・8で指摘したよう問題がないことは改めて指摘するまでもあるまい。

65・11 ^{a)} 家臣たちが判決を (des ordels) (その場で) 直ちに発見 (=提案) する (vinden)¹⁾ ことができないならば、彼等 (家臣たち) は14夜の猶予期間 (dach) を得る (ことになる)、(ただし) 彼等のうち人 (=主君) が (判決を) 問う (た) 者 (=主君から判決を問われた者) がすべて次々に、それについて (=直ちに判決を発見できない旨) 彼の (雪冤) 宣誓 (sinened) を行う限り。^{a)・2)} ^{b)} こうしたことが行われる (ないし、行われた) ならば、(その) レーン法廷 (dat lenrecht) は14夜 (の間) 延期された (gevrst is) ことになり、人 (=家臣たち) はそれまで (の間) に判決を発見¹⁾ しなければならない。^{b)・3)}

AV 2・14 (後半) ^{a)} 主君の家臣たちは、判決を発見する (=提案する) (invenire sententias)⁴⁾ ことができない場合、14夜 (の間)、猶予期間をもつ (=与えられる) ことになる (が)、また (ないし、その際) (彼等のうち) (判決を) 問われた者はすべて次々に、(判決を発見できない旨の) (雪冤) 宣誓を付け加えなければならない。^{a)・5)} AV 2・15 ^{b)} しかし、レーン法廷 (beneficiale ius) は (14夜の間) 延期されるべきであり、判決はそれまでに発見される⁴⁾ べきである。^{b)・6)}

- 1) des ordeles (od. dat ordel) vinden の語については、前出レーン法65・10= AV 2・14 (前半)、註・4と11、および、後註・4を参照されたい。
- 2) ここまでの「レーン法」(65・11) の前段 (a-aの件) は (註5までの) AV 2・14 (後半) に対応しているが、ひきつづき次註・3を参照されたい。
- 3) ここまでの「レーン法」(65・11) の後段 (b-bの件) は、(註・6までの) AV 2・15に対応しているが、本条全体に関連するものとして「ラント法」に次の条項がある。

ラント法 2・12・7 = 「誰であれ (裁判官から) 判決を問われてそれ (=判決) を発見できない者があり、その者が、彼 (=自分) はそれ (=判決) を (誠心誠意考えても) 発見できない旨、敢えて彼の (雪冤) 宣誓 (sin recht) まで行うならば、[人 (=

裁判官)はそれ(=判決)を第2の者に、その後さらに、第3の者と第4の者に問うことができるが、(彼等も判決を発見することができず、その旨、宣誓を行うならば)、彼(=判決を発見できない者)は、それ(=判決の発見)について、その判決が及ぶ者(=原告と被告)に(次の)裁判期日が定められるのと(=定められた(次の)裁判期日まで)同じ長さの、猶予期間を得る(ことになる)。(なお、ラント法においては、裁判(集会)が延期される場合、次の裁判集会は2週後に開かれるとは限らず、事案(の性質)や原告・(特に)被告の身分によっては6週後に開かれることもある)。

- 4) *sententias invenire* (od. *sententia invenitur*) の語については、前註・1、および、(そこでも挙げた)前出レーン法65・10=AV2・14(前半)、註・11を参照されたい。
- 5) 前註・2を参照されたい。
- 6) 前註・3を参照されたい。

65・12 主君は、訴えた者(*klegere*) (=原告)¹⁾ の、および、訴えが向けられている者(*de op den de klage geit*) (=被告)²⁾ の同意がなければ、彼(=主君、自分)の裁量に従い(*na sinem mutwillen*)³⁾ 猶予期間を与える(*vrist geven*) (ないし、レーン法廷を延期する)⁴⁾ ことをえない。⁵⁾

- 1) *klegere* の(= *Kläger*) 語を(敢えて)「訴えた者」と訳し、「原告」を補訳にとどめた理由については、次註・2を参照されたい。
- 2) ザクセンシュピーゲルにおいては、(現代語の) *Beklagter* や *Angeklagter* に当たる語がなく、その双方について(この箇所に見られる) *de op den de klage geit* という、一見、いかにも幼稚で法概念(のみならず、法的思考)の未熟さを示す(とも受け取れる)ような表現が用いられている。前出(註・1の箇所の) *klegere* の語を「訴えた者」と訳したのは、これと見合うように考えたからである。もちろん、そうした概念用語の未熟さだけで、同書における法的論理ないし法的思考のレベルを量ることはできない。そのことは、ここまでの同書の内容(および、それへの訳註)によってすでに明らかである、と思われるが、本条の場合についても、さらに後註・5で述べることを参照されたい。
- 3) この箇所の(*na sinem*) *mutwille(n)* の語については、前出レーン法33・1(=AV1・86)、註・1の箇所の(*van*) *mutwille(n)* と比較されたい。
- 4) この箇所の(*ne mach nene*) *vrist geven* の語は、直前のレーン法65・11(a-aの件)の「14夜の猶予期間(*dach*)を得る」とのつながりから言っても、(直接には)字義通り「猶予期間を与える」という意味である、と考えられるが、それが実質的には(補訳を施したように)「レーン法廷を延期する」意味になる、ということは、同じく前条のb-bの件によって明らかであろう。(なお、同条・b-bの件では、

vristen の語が「延期する」(vertagen) の意味で用いられている)。

- 5) 本条は、AV に対応条項がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、(前註・2 で述べたこととの関連においても) 次のことに注意しておきたい。すなわち、「レーン法」では、前出レーン法65・1 から一貫して「主君による問責(の手續)」が扱われているが、この(「レーン法」で補足された)65・11には、(主君とは異なる) klegere が de op den klage geit と並んで姿を見せる、ということがそれである。つまりここでは、(少なくとも実質的には) 二人の家臣が、(一方は「訴える者」、他方は「訴えが向けられる者」として)、主君の前(=レーン法廷)で争っているのである。ある家臣が主君に他の家臣(の非違・罪過)について「訴える」場合、訴えられた家臣がその場に居合わせて直ちに応訴することもあるだろう。しかし、訴えられた家臣がその場に居合わせなければ、主君は彼を、前出レーン法65・3 以下の諸条項に述べられている手續に従って、(裁判期日を定めて)レーン法廷に召喚しなければならぬことになる。したがって、(少なくとも)この場合には、ある家臣の訴えにもとづくものであっても、それが主君による他の家臣の「問責」の(少なくとも、「問責」と同じ)手續で審理されることは(まず)間違いがない、と考えられる(この点については、たとえば前出レーン法43・1 で扱われている「主君が彼の家臣から、もう一人の家臣の訴えによって所領を剥奪する場合」について、同条への訳註で述べた私見を参照されたい)。私見によれば、本条のある家臣が別な家臣を「訴える」場合についての手續が、主君による家臣の「問責」の手續を扱っている条項群の中に補足されていることは、(訴えられた家臣がその場で応訴する場合をも含めて)ある家臣が他の家臣を訴えた場合も(一般に)主君が(ある)家臣を(他の家臣の訴えによらずに)自ら直接に問責する場合と(基本的には)同じ手續で審理される(と考えられていた)ことを示唆するものである。しかし、本条では、(それにもかかわらず)(もともと)ある家臣が他の家臣を訴えた場合について、できるだけ両当事者の意向や立場を(対等に)尊重する姿勢(つまり、民事訴訟における「当事者(対等)主義」の萌芽とも言えるもの)も認められる、ということは見落とすことのできない点である。

65・13 また主君が家臣を、第1の問責が延期される(ないし、された)時、第2の(=もう一つのそれとは別な)事案について問責しようとするならば(ないし、しようとしても)、家臣には、第1の問責が終わっていない限り、彼(=主君)に法(の定め)に従い(mit rechte)応訴する(antworten)¹⁾に及ばない。²⁾

- 1) この箇所のみ mit rechte antworten の語を、ヒルシュは vor gerichte (darauf) antworten (Hi., S. 166)、シヨットは vor Gericht (darauf) Rede und Antwort stehen (Sch., S. 316) と訳しており、いずれも mit rechte を「法廷で」、antworten の語を「応答する」な

いし「釈明する」という具体的な意味に解している点では共通している。もちろん、訴えられ(ないし、問責され)ている者が(ひとたび)「法廷で」「応答」すれば「応訴」したことになるから、こ(れら)の訳は(実質的には)間違いではない。しかし、本条は家臣の応訴義務(一般)について述べようとしたもの、と解されるので、後出レーン法67・5(末尾)の *de wile he sek des weret, dat he mit rechte eme icht antwarden scole* の件をも参照して、「法(の定め)に従い応訴する」と訳したものである。(因みに、このレーン法67・5の *mit rechte antwarden* の語は、ヒルシュによれば *von rechtswegen antworten* (Hi., S. 173)、シヨットによれば *von Rechtswegen Rede und Antwort stehen* (Sch., S. 324) を意味する)。

- 2) 本条も(直前のレーン法65・12と同じく)、AVには対応条項がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものである。この補足の狙いが、主君の(家臣を問責する)権限が恣意的に行使されるのを防ぎ、「家臣権」を保護しようとする点にあることは、改めて指摘するまでもあるまい。(この点については、併せて前条=レーン法65・12、註・5で述べた私見をも参照されたい)。